

土木工事書類作成マニュアル

令和7年4月

千葉県 県土整備部

ま え が き

「土木工事書類作成マニュアル」は、工事現場間で工事書類の提出資料にバラツキが出ないように工事書類の統一化・簡素化を目的に作成し、運用されていましたが、この度、「土木工事書類作成マニュアル」を令和7年4月に第5版へ改訂いたしました。

工事書類については、各工事関係書類にて簡素化された項目をまとめ、不要な書類の削減を実施し、さらなる統一化・簡素化を図りました。

また、工事書類のスリム化に向けたポイントの解説をした「土木工事書類スリム化ガイド」により、作成不要とされている工事書類の周知徹底を図ることとしています。

本マニュアルは、

- ①契約図書上必要のない書類を作成しないことを明記
- ②発注者、受注者のどちらが作成すべき書類かを明記
- ③工事書類の作成様式・記載例等をできるだけ掲載
- ④書類作成に当たっての留意事項を明記
- ⑤工事検査時に確認する資料を明記

しており、工事着工から完成までの一連の流れで構成し、工事現場の技術者や監督職員等が使いやすいように作成いたしました。

本マニュアルが、工事現場の技術者や監督職員等に、工事書類作成の参考図書として活用されることで、土木施設の品質向上や業務の効率化及び工事書類の簡素化につながれば幸いです。

令和7年4月

本マニュアルを運用するにあたっての注意事項等

1. 本マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、土木工事共通仕様書・施工管理基準を適用する工事を適用の対象とする。

2. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語についての解釈は以下のとおりとする。

- 監督職員等

監督職員等とは、監督職員又は工事監督支援業務の担当技術者のことをいう。

3. 工事書類の簡素化について

本マニュアルでは、工事書類の簡素化の関連項目を青字で記載している。

4. 本マニュアルに掲載している様式

本マニュアルに掲載している様式については、国土交通省関東地方整備局ホームページに掲載しているものを、できる限り参考にしている。

国土交通省関東地方整備局ホームページ

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>)

「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる標準様式」

→「標準様式（工事書類の統一様式ファイル）[zipファイル]」

土木工事書類作成マニュアル

目 次

- ・ 工事関係書類一覧表
- ・ 本マニュアルを運用するにあたっての注意事項等

1. 施工計画

1－1 施工計画書	1
1－2 施工体制	13
1－2－1 施工体制台帳・施工体系図	14
1－3 設計図書の照査	16
1－4 工事測量成果表	15
1－5 建設業退職金共済制度の掛金収納書	16
1－6 主任技術者等選任通知書	19
1－7 工程表	20
1－8 前払金請求書	21
1－9 コリンス（CORINS）への登録	22

2. 施工管理

2－1 工事打合せ簿	23
2－2 再生資源	32
2－2－1 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	32
2－2－2 産業廃棄物管理票等	32
2－2－3 建設副産物処理計画及び実態の確認	32
2－2－4 関連様式	34
2－3 品質証明	39
2－4 協議資料	42
2－4－1 関係官公庁協議資料	42
2－4－2 近隣協議資料	42
2－5 建設現場の遠隔臨場の活用	43
2－6 材料確認書	44
2－7 段階確認書	47
2－8 確認・立会依頼書	52
2－9 休日・夜間作業届	62
2－10 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	63
2－11 特殊車両通行許可	64

3. 安全管理	
3-1 安全教育	65
3-1-1 安全教育訓練	65
3-2 工事事故	65
3-2-1 事故速報	66
3-2-2 事故報告書	63
3-3 その他留意事項	66
3-4 天災その他の不可抗力の損害	67
4. 工程管理	
4-1 工程管理	76
4-1-1 工事履行報告書	77
5. 品質・出来形管理	
5-1 品質管理	82
・品質管理図表	84
・度数表（ヒストグラム）	87
・塗装膜厚測定表	90
・塗装膜厚測定成績表	91
・コンクリート中の塩分測定表	92
5-2 出来形管理	93
・出来形管理図表	94
5-3 写真管理	97
6. 支給品・貸与物件・発生品	
6-1 支給品・貸与物件	98
6-1-1 支給品受領書	98
6-1-2 支給品精算書	99
6-1-3 建設機械借用（返納）書	100
6-1-4 建設機械使用実績報告書	101
6-2 現場発生品調書	102

7. 工事検査・完成検査

7-1 完成検査	103
7-1-1 完成通知書	104
7-1-2 引渡書	105
7-1-3 請求書（完成代金）	106
7-1-4 総合評価現場確認	107
7-1-5 完成報告書	105
7-1-6 工事検査実施通知書	111
7-1-10 工事検査結果通知書	112
7-2 出来形検査	113
7-2-1 出来形通知書	114
7-2-2 請求書（部分払金）	115
7-2-3 出来形資料	116
7-3 出来形（部分引渡し）検査	117
7-3-1 出来形（部分引渡し）通知書	118
7-3-2 出来形（部分引渡し）資料	119
7-3-3 指定部分引渡書	120
7-3-4 請求書（指定部分完成払金）	121
7-4 出来形（打切り精算）検査	122
7-5 中間検査	123
7-5-1 中間通知書	124
7-6 中間（部分使用）検査	125
7-6-1 中間通知書（部分使用）	126

8. 中間前金払

8-1 認定請求書	127
8-2 認定調書	128
8-3 請求書（中間前払金）	129

9. その他

9-1 部分使用承諾書	130
9-2 現場環境改善	131
9-3 創意工夫・社会性等に関する実施状況	132
9-4 工期延期届	134
9-5 出来形数量計算書	135
9-6 修補完了届	136

本マニュアルを運用するにあたっての注意事項等

1. 本マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、土木工事共通仕様書・施工管理基準を適用する工事を適用の対象とする。

2. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語についての解釈は以下のとおりとする。

- ・監督職員等

監督職員等とは、監督職員又は工事監督支援業務の担当技術者のことをいう。

3. 工事書類の簡素化について

本マニュアルでは、工事書類の簡素化の関連項目を青字で記載している。

4. 本マニュアルに掲載している様式

本マニュアルに掲載している様式については、国土交通省関東地方整備局ホームページに掲載しているものを、できる限り参考にしている。

国土交通省関東地方整備局ホームページ

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>)

「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる標準様式」

→「標準様式（工事書類の統一様式ファイル）[zipファイル]」

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類			書類作成者		受注者書類作成の位置付け							備 考		
作成時期	種 別	No	書 類 名 称	書類作成の参照先	発注者	受注者	提出			提示	その他			
							監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡		監督職員へ納品	
工事着手前	契約書	1	工事請負契約書	-	○									
		設計図書	2	共通仕様書	-	○								
			3	特記仕様書	-	○								発注者が保管
			4	発注図面	-	○								発注者が保管
			5	現場説明書	-	○								
			6	質問回答書	-	○								
			7	工事数量総括表	-	○								発注者が保管
	契約関係書類	8	主任技術者等選任通知書	工事請負契約書第11条1項 千葉県建設工事適正化指導要綱		○		○						
		9	工事工程表	工事請負契約書第3条1項		○		○						
		10	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-40-5 建設業退職金共済制度		○		○					提出できない事情がある場合は、理由を書面で提出する。	
		11	建退共証紙受払簿	共通仕様書1-1-1-42-6 建設業退職金共済制度		○				○			共済証紙の購入状況を把握するため、関係資料とともに提出を求めることがある。	
		12	請求書（前払金）	工事請負契約書第35条1項		○		○						
	その他	13	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-5-（5）		○	○						設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合に提出する。	
		14	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5 コリンズ・テクリス登録		○				○			・メールの内容確認を行った上で、受注者へメールを返信する。 ・監督職員が記録したプロセスチェックリストで検査監は確認 ・工事完成時の登録は、完成検査の後に登録しても良い。	
		15	建設副産物処理承認申請書	共通仕様書1-1-1-19-4		○	○			○ （原本）			・建設廃棄物処理委託契約書を監督職員に提示し、その写しを添付して提出する。	
		16	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-19-4	○	○							・計画書は、施工計画書に含め提出する。 ・請負金額100万円以上の場合のみ提出する。	
		17	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条様式	○								対象建設工事の場合、発注者は、工事に着手する前に、施工場所を管轄する都道府県知事又は市区町村長に通知しなければならない。	
	1 施工計画	① 施工計画	18	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1		○	○					軽微な変更（条ズレ、ページの変更等）であれば、新たな変更施工計画書の提出は不要	
			19	設計図書の照査確認資料（契約書19条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2		○	○					契約書19条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する。（契約書第19条第1項の範囲を超えないこと） ※該当する事実が無い場合は、提示（受注者で保管）する。	
			20	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-39-1		○	○					仮BM及び工事用多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。	
			21	工事測量結果（設計図書との照合）（設計図書と差異有り）	共通仕様書1-1-1-39-1		○	○					設計図書の数値と差異があった場合は監督職員の指示を受ける。 ※該当する事実が無い場合は、提示（受注者で保管）する。	
	2 施工体制	② 施工体制	22	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1 千葉県建設工事適正化指導要綱		○	○					工事の一部を第三者に請け負わせたときに提出する。	
			23	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2 千葉県建設工事適正化指導要綱		○	○						
		③ 施工管理	24	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-（15）	○								発注者が保管
			25	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-（17）		○	○						
			26	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-（16）		○	○						
			27	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-（18）		○	○						
			28	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-（20）		○	○						
			29	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-（21）		○	○						
			30	関係機関協議資料（許可後の資料）	共通仕様書1-1-1-37-3		○				○			関係官公庁への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。 許可後の資料については提示でよい、ただし、監督職員から請求があった場合は写しを提出

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類				書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備 考			
作成時期	種 別		No	書 類 名 称	書類作成の参照先	発注者	受注者	提出			提示		その他		
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	
施工中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	31	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-37-8		○				○			近隣との協議が必要な場合に、発注者にその都度報告する。
				32	材料確認書	共通仕様書2-1-2-1		○	○						指定材料のみの提出とする。（設計図書で指定した材料を含む）
				33	材料納入伝票	-		○				○			設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提示する。
				34	段階確認書	共通仕様書3-1-1-3-6 (3)		○	○						・ 設計図書で規定された場合のみ対象 ・ 段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。（受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する） ・ 監督職員又は担当技術者が臨場した場合の状況写真は不要。 ・ 監督職員又は担当技術者が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				35	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-3-1		○	○						・ 立会依頼書は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。（規定以外は提出不要） ・ 監督職員又は担当技術者が臨場した場合の状況写真は不要。 ・ 監督職員又は担当技術者が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				36	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-38-2		○	○						週間工程会議等で受発注者双方が事前に把握していれば、連絡不要 ただし、現道上の工事の場合、休日・夜間作業届を提出する。
			④ 安全管理	37	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-28-13		○				○			監督職員の請求があった場合、実施状況資料を提示する。 ※監督職員への提出は不要
				38	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-31 建設工事の安全対策		○	○				○		事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報する。
				39	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-31 建設工事の安全対策		○	○						事故が発生した場合には監督職員が指示する様式で指示する期日までに提出する。
			⑤ 工程管理	40	実施工程表（任意様式）	施工管理基準序章5-(1)		○				○			工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 ※監督員から請求があった場合は提出する。
				41	工事履行報告書	工事請負契約書第12条 共通仕様書1-1-1-25		○	○						契約図書に定めるところにより、契約の履行状況を所定の様式で提出 ※添付写真は、監督職員から請求があった場合、提出する。
			⑥ 出来形管理	42	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○				○			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定点5点未満の場合、③管理図表の表のみとする。 （測定数に関わらず、①測定結果総括表、②測定結果一覧表、④品質管理図（工程能力図）、⑤度数表（ヒストグラム）は作成不要とする。）
				43	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-4-2		○	○						工事数量の計算等にあたっては、土木工事数量算出要領（案）を適用する。 契約数量以外（設計図書に明示していないもの）の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要
			⑦ 品質管理	44	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○				○			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定点10点未満の場合、③管理図表の表のみとする。 （測定数に関わらず、①測定結果総括表、②測定結果一覧表、④品質管理図（工程能力図）、⑤度数表（ヒストグラム）は作成不要とする。）
				45	材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1		○	○						設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
	契約関係書類	中間前払金		46	認定請求書	工事請負契約書第35条4項		○		○					
				47	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項		○		○					
		指定部分出来形検査		48	工事出来形（部分引渡し）通知書	工事請負契約書第39条1項		○		○					
				49	指定部分工事目的物引渡申出書	工事請負契約書第39条1項		○		○					
				50	請求書（指定部分完成払金）	工事請負契約書第39条1項		○		○					
		出来形検査		51	工事出来形通知書	工事請負契約書第38条2項		○		○					
				52	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項		○		○					
		修補		53	修補完了届	工事請負契約書第32条6項		○		○					
	部分使用		54	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	○	○		○					部分使用協議書は発注者が作成し、部分使用承諾書は受注者が作成する。	
	工期延期		55	工期延期届	工事請負契約書第22条1項		○		○					工期の延長変更を請求する場合に提出する。	

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備 考		
作成時期	種 別		No	書 類 名 称	書類作成の参照先	発注者	受注者	提出			提示	その他			
								監督 職員	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督 職員 へ連絡		監督 職員 へ納品	
工事完成時	支給材料・貸与品	支給品	56	支給品受領書	工事請負契約書第16条3項		○		○					支給品を受領した場合に提出する。	
		支給品	57	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3		○		○					支給品がある場合に提出する。	
		建設機械	58	建設機械使用実績報告書	-		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			59	建設機械借用（返納）書	-		○		○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品	60	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18-1、2		○		○					現場発生品がある場合に提出する。	
	その他	61	出来形報告書 (任意様式) (数量内訳書、出来形図)	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		○	○							中間検査、出来形検査等の際に提出する。	
		62	産業廃棄物管理票等 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2 産業廃棄物管理票 交付等状況報告書 作成の手引き		○				○			産業廃棄物がある場合に、紙マニフェストによる場合は原則としてD票とE票を、電子マニフェストによる場合は原則としてマニフェスト情報を監督職員に提示する。		
	契約関係書類	63	工事完成通知書	工事請負契約書第32条1項		○		○							
		64	工事目的物引渡申出書	工事請負契約書第32条4項		○		○							
		65	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項		○		○							
工事完成時	工事書類	66	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定点5点未満の場合、③管理図表の表のみとする。 (測定数に関わらず、①測定結果総括表、②測定結果一覧表、④品質管理図(工程能力図)、⑤度数表(ヒストグラム)は提示とし、工事完成時に提出とする。	
		67	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○							品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定点10点未満の場合、③管理図表の表のみとする。 (測定数に関わらず、①測定結果総括表、②測定結果一覧表、④品質管理図(工程能力図)、⑤度数表(ヒストグラム)は提示とし、工事完成時に提出とする。	
		68	品質証明書	共通仕様書3-1-1-5-(1)		○	○							設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合に提出する。	
		69	工事写真	共通仕様書3-1-1-6-1-④		○	○							工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真帳は提出不要) ※(参考) デジタル工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)による写真管理が可能である。	
		70	現場環境改善の実施状況	特記仕様書 積算基準		○	○							現場環境改善対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に含め提出する。 実施写真(実施報告書)の作成は、不要である。 ※写真撮影は従来どおり必要である。	
		71	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-9		○	○							創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。なお、1工事につき最大10項目まで提出可能とし、10項目を超過した提出は認めない。	
	工事完成図書	72	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 電子納品運用ガイドライン【土木工事編】		○							○	電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。	
	その他	73	総合評価現場確認 履行確認シート (施工計画及び施工計画以外の技術提案)	建設工事監督技術基準		○	○								・総合評価方式による契約工事を対象とする。 ・特別簡易型の場合、「履行確認シート(施工計画)」の提出は不要とする。
		74	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書	共通仕様書1-1-1-19-4		○	○		○						・最終請負金額100万円以上の場合のみ提出する。
		75	処理費等を証明する資料	共通仕様書1-1-1-19-2 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準		○	○								受入伝票、写真等を提出する。
76		建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条		○	○								・対象建設工事の場合、受注者は書面で報告(再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は不要)	
77		電子納品成果物(CD)	共通仕様書3-1-1-6-2、3 電子納品運用ガイドライン【土木工事編】		○	○								※二重納品の禁止 同一書類を紙媒体と電子媒体の両方により納品することは、原則として禁止します。	
	78	県内生産品使用状況調査	平成24年3月16日付け 技第881号		○	○								県発注工事における県内生産品の使用促進について(送付) ※監督員へ提出する他に、技術管理課へメールで送付	

特に削減・簡素化された項目

※二重納品の禁止について

同一書類を紙媒体と電子媒体の両方により納品することは、原則として禁止します。
「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】平成28年1月 P13参照」

1. 施工計画

1-1 施工計画書

施工計画書は、受注者が実施する工事手法の概要を作成することにより、円滑な工事の促進を図るもので、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）

第1編1-1-4で「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定している。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

受注者は、施工計画書に次の事項について記載する。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (16) その他

施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について記載するものとし、軽微なものは除く。

なお、設計照査の後に工事内容が確定されてから当該工種に関わる施工計画書を作成し提出すれば良い。

準備工の着手にあたっては、工事着手前に

- (3) 現場組織表
- (7) 準備工の施工方法
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応

(14) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）について施工計画書を提出すれば良い。

また、施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。

（例１：工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ズレ、ページの変更等。）

（例２：現場代理人等の変更に伴う組織表の変更）

なお、変更施工計画書は、元施工計画書の全部を改めて提出する必要は無く、変更箇所のみを抜粋して作成し、提出すれば良い。

共通仕様書第１編１－１－４ ３．「受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない」と規定されているが、監督職員はその指示にあたっては必要性を十分検討した上で行うものとする。

(1) 工事概要

工事概要については、下記の記載例程度の内容を記載する。なお、以下記載例については、必ずしもこれによることはない。

また、工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよいものとする。

工事概要記載例

工 事 名 ○○工事
 河 川 名（路線名） 一級河川○○川（一般国道○○号）
 工 事 場 所 自○○県○○市○○地先 N○●○○～N○●○○
 至○○県○○市○○地先 L=○○m
 工 期 令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで
 請 負 代 金 ￥○○○, ○○○, ○○○円
 発 注 者 ○○土木事務所
 TEL○○○-○○○-○○○○

受 注 者 ○○建設株式会社
所在地 ○○県○○市○○△△－△△番地
TEL ○○○○－○○○－○○○○

〔工事内容記載例〕

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	適要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	100	

設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。

(2) 計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。**なお、契約時に締結する工程表の写しでもよいものとする。**

[計画工程表記載例]

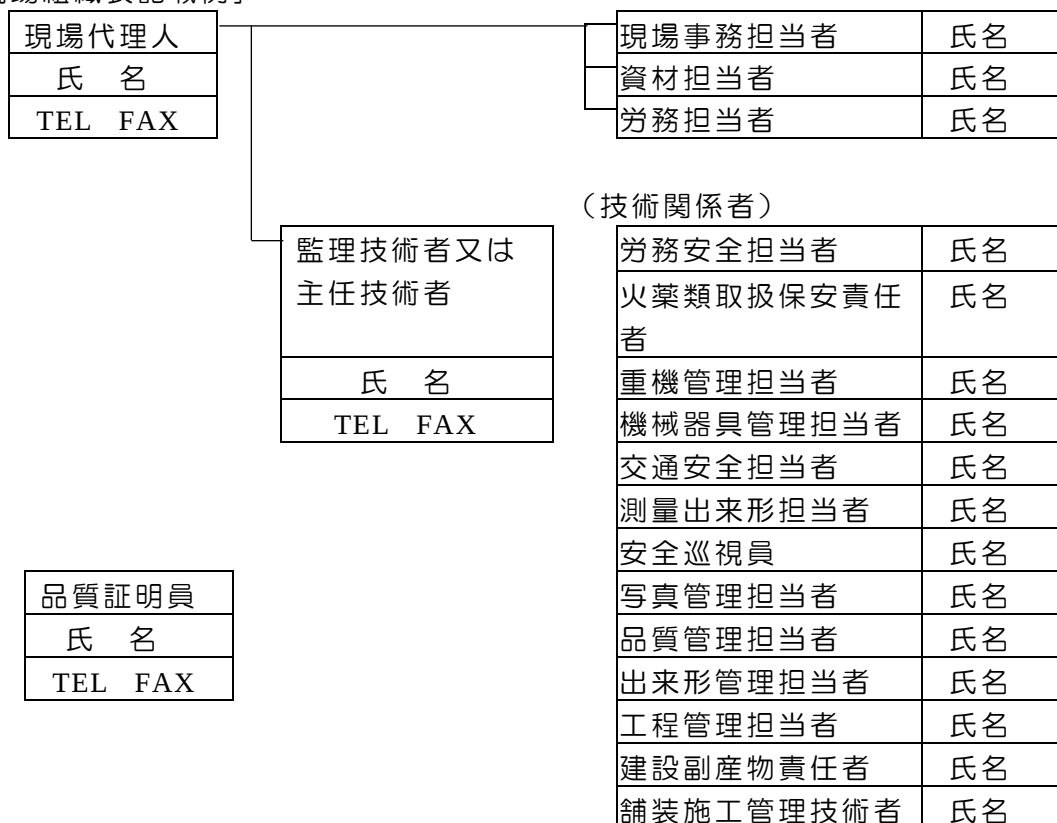
[illegible]

契約時に提出する「工程表」の写しでもよい。

（３）現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。

[現場組織表記載例]



（留意点）

- 品質証明員は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された工事が対象
- 舗装施工管理技術者は、設計図書で配置の対象工事と明示された工事が対象

特例監理技術者、監理技術者補佐を配置する場合は、下記について記述する。

- 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場巡回及び主要な工程の立会等の職務を遂行すること
- 監理技術者補佐が担う業務
- 特例監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること

（４）指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

[指定機械使用計画記載例]

機械名	規格	台数	使用工種	備 考

排ガス対策型等は標準的に使用されているため、施工計画書へカタログの写しの添付は求めないこととする。ただし、監督職員の請求があった場合は、提示すること。

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。

[主要船舶・機械使用計画記載例]

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び搬入時期等を記載する。

なお、生産・加工製造業者及び納入業者の所在地について「県内」又は「県外」を選択し、「県外」となる場合は理由を記載する。

[主要資材計画記載例]

品 名	規 格	予定数量	生産・加工製造業者名	納入業者名	品質証明	搬入 時期
			(県内・県外)	(県内・県外)		
			県産品不使用理由	県内業者不使用理由		
異形棒鋼	D 1 3	800kg	〇〇製鉄(株)	〇〇会社(株)	シット	〇月 ～ 〇月
			(県内・ <u>県外</u>)	(県内・ <u>県外</u>)		
			①	①		
As混合物	再生密粒 13mm	100 t	〇〇道路(株)	〇〇道路(株)	認定証	〇月 ～ 〇月
			(<u>県内</u> ・県外)	(<u>県内</u> ・県外)		
			—	—		
コンクリート 二次製品	ホック 2000 ×2000	10m	(株)〇〇建材	(株)〇〇建材	品質 証明書	〇月 ～ 〇月
			(県内・ <u>県外</u>)	(県内・ <u>県外</u>)		
			④ 既設に接続するため 同製品を注文した。	③		
鋼材 二次製品	ガードレール	20m	〇〇会社(株)	(株)〇〇会社	品質 証明書	〇月 ～ 〇月
			(県内・ <u>県外</u>)	(<u>県内</u> ・県外)		
			①	—		

※ 生産・加工製造業者について

千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する業者で、生産・加工又は製造された資材を使用する場合には、「県内」を○で囲み、その他は「県外」を○で囲む。

※ 納入業者について

千葉県内に本社を有する業者から納入した場合には、「県内」を○で囲み、その他は「県外」を○で囲む。

※ 理由欄について

県内業者を使用出来ない場合は、下記内容から番号を選択

①県産品の流通がない（当該資材を扱う業者がない）

②工期・納期に支障がある

③取引の都合

④その他（詳細： ）

（７）施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

１）「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

２）施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記述する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について記述する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

３）該当工事における使用予定機械を記載する。

４）その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記述する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記述する。

また、記載対象は次のような場合を標準とする。

①主要な工種

②通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）

③設計図書で指定された工法

④共通仕様書に記載されていない特殊工法

⑤施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目

⑥特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

⑦共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち、

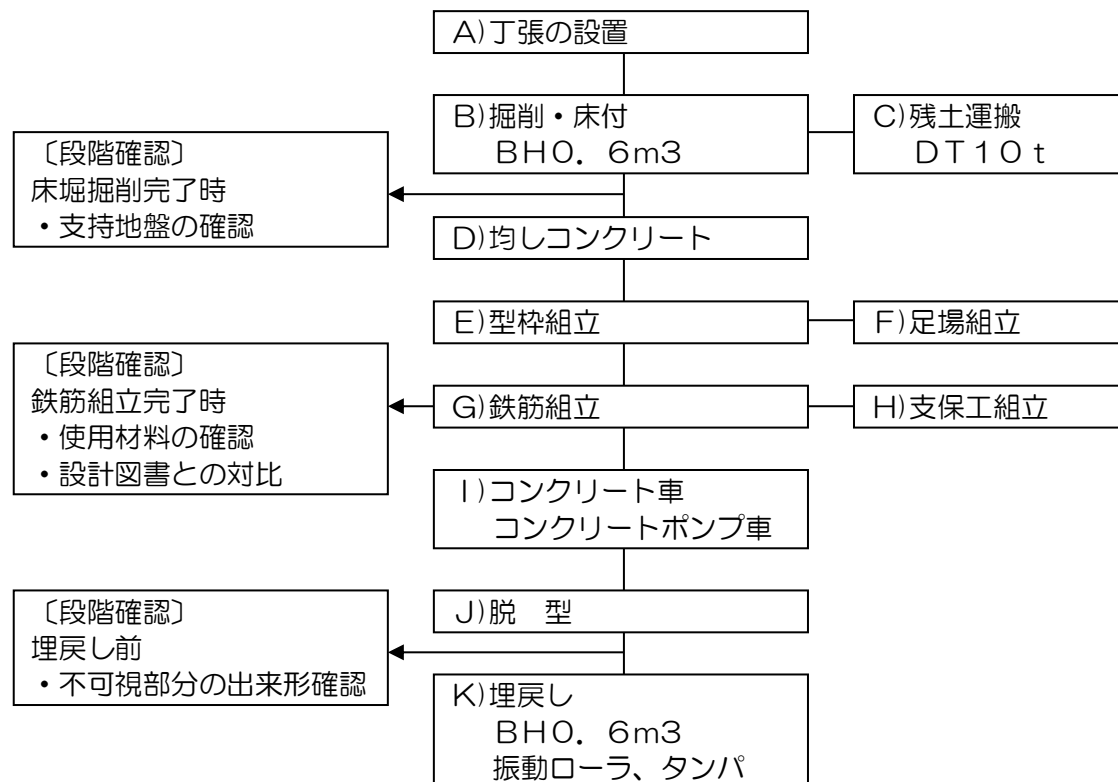
事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項

⑧指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

〔施工計画書に記載する事項記載例〕

共通仕様書関係条項						条名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		
10	3	3	1	2		一般事項	原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項について記載する。

[作業フロー（重力式擁壁）の記載例]



B) 作業では、No.5 付近に、NTTの回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し確認のうえ作業を行う。

C) 運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。

E) 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。

F) 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮

H) 作業手順の確認

組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮

I) コンクリート打設高は、Om/1 回とする。

J) コンクリート強度の確認

脱型に必要なコンクリート強度を圧縮強度試験により推定し、強度を確認後脱型する。

(留意点)

a) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記述する。

b) 共通仕様書、特記仕様書において、「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記述する。また、次の間接的設備について記載する。

- ・現場事務所、作業員宿舍、倉庫等の仮設建物
- ・材料、機械等の仮置場
- ・工事施工上に必要なプラント等の機械設備
- ・運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
- ・仮排水
- ・工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

（８）施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「土木工事施工管理基準」）等に基づき、その管理方法について記述する。

１）工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用するかを記述する。

２）品質管理

当該工事の品質管理は、「品質管理基準」等により記述する。

当該工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成する。

※ 品質管理については、本マニュアル８２頁を参照すること。

〔品質管理計画表記載例〕

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法		適用
						試験データ	〇〇	
盛土	盛土材料	〇〇試験	2000m ³	土質変化時	〇回	〇		

（留意点）

- ①必要な工種が記述されているか。
- ②施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③基準にないものの適用は妥当か（受注者と監督職員で協議が必要）。
- ④管理方法や処理は妥当か。
- ⑤適切な試験方法か。

３）出来形管理

当該工事の出来形管理は、「出来形理基準」等により記述する。

また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

※ 出来形管理については、本マニュアル９３頁を参照すること。

〔出来形管理計画表記載例〕

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
〇〇	〇ー〇〇	測定延長〇 〇mに１カ所 No 〇 ・ 合計〇点	平面図に実測延長を記入する。	断面寸法及び高さについて成果表を作成する	

（留意点）

- ①必要な工種が記載されているか。
- ②施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③不可視部の対応は検討されているか。
- ④基準にないものの適用は妥当か（監督職員と協議が必要）。

4) 写真管理

当該工事の写真管理は、「写真管理基準」等により記述する。

※ 写真管理については、本マニュアル97頁を参照すること。

[写真管理計画表記載例]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
〇〇	〇ー〇〇	(施工状況) 床堀、碎石基礎、 コンクリート打設 (出来形管理)	各施工中	各1回 No 〇〇	
		碎石基礎 厚さ、幅	締固後	100mに1回 No 〇〇	
		本体 厚さ、幅、高さ	型枠取り外 し後		

(留意事項) 「写真管理基準 7 (留意事項等) より」

写真管理基準の「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項に留意する。

- ・ 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加・削減するものとする。
- ・ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等）を参考図として作成する。
- ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記述する。

※ 段階確認については、本マニュアル47頁を参照すること。

[段階確認（段階確認書）記載例]

種別	細別	確認項目	施工予定時期	記事
〇〇	〇〇	〇〇〇	〇月〇〇日	

6) 確認・立会

確認・立会についての計画を記述する。

※ 確認・立会については、本マニュアル52頁を参照すること。

[確認・立会記載例]

項目	確認事項	立会頻度	記事
〇〇〇工	幅、厚さ、延長	〇〇m毎	
〇〇〇工	〇〇試験	代表2箇所	

7) 品質証明

当該工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記述する。

※ 品質証明については、本マニュアル39頁を参照すること。

(9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。記述が必要な項目は次のとおり。

なお、安全管理については、本マニュアル65頁を参照すること。

1) 工事安全管理対策

- ①安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ②危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

工事現場における架空線等上空施設については、事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

[安全教育・訓練計画記載例]

月	主な作業内容	安全・訓練内容
1月	準備工、仮設工	・当該工事内容等の周知徹底 ・避難訓練及び担架の使用方法 ・ビデオによる安全教育
2月	〇〇工、××工	・作業手順の周知、徹底（現場にて再確認） ・車両系建設機械の危険防止について

[安全管理組織記載例]

労働安全衛生法で定められた責任者について各記述する。

〇〇安全衛生責任者 (安全委員長)		
氏 名		
副安全委員長		
氏 名		
安全委員会		
	事務局安全委員	氏 名
	機電安全委員	氏 名
	土木安全委員	氏 名
	火薬類消費管理者	氏 名
	火薬類出納管理者	氏 名
	自動車安全運行管理者	氏 名
	安全管理者	氏 名
	衛生管理者	氏 名
	安全巡視員	氏 名

(留意点)

- 1) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。
- 2) 関係法令、指針を参考に記述する。
- 3) 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。

※参考 主な法令等は以下のとおり

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ・建設機械施工安全マニュアル

[安全管理活動記載例]

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

[危険物記載例]

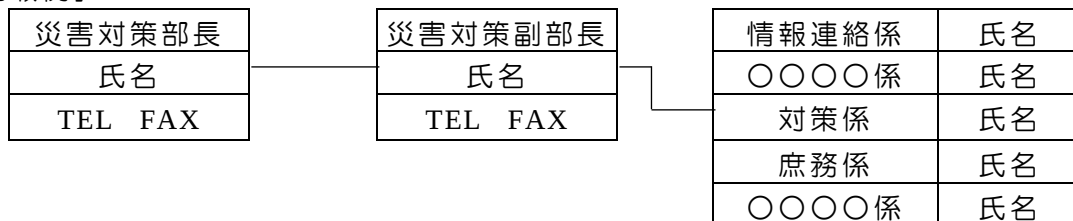
名称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	〇〇m及び〇〇個
ダイナマイト	火薬類取締法	〇〇Kg

（１０）緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

１）組織体制

[記載例]



２）連絡系統

連絡系統図には、下記機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

- ①発注者関係（事務所、出張所等の主任監督員等）
 - ②受注者関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）
 - ③関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
 - ④関係企業（電力会社、ＮＴＴ、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）
- その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

（１１）交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書第１編１－１－３４（交通安全管理）によって記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路を記述するとともに、ダンプトラック等を使用する場合は、共通仕様書同規定、指導事項に基づき積載超過運搬防止対策等について記述する。

（１２）環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

- １）騒音、振動対策
- ２）水質汚濁
- ３）ゴミ、ほこりの処理
- ４）事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ５）産業廃棄物の対応
- ６）その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) 現場環境改善対策の内容
- 5) その他

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進計画書
- 3) 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

※ 本マニュアル2-2-1（32頁～）を参考に作成する。

(15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

法定休日・所定休日（週休二日の導入）に関して、実施計画を記述する。

(16) その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

- 1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 2) 地元への周知

1－2 施工体制

建設業法第24条の8により施工体制台帳及び施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規則第14条の2及び第14条の6に施工体制台帳及び施工体系図の記載事項が掲げられている。

なお、建設業法施行規則の改正（令和2年10月1日施行）により、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することが追加されている。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

1－2－1 施工体制台帳・施工体系図

（1）対象工事

受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせた場合は、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した「施工体制台帳」「施工体系図」を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員から下請金額の請負額や契約書等の提示を求められた場合には、速やかに提示し建設業法等に対して適正であることを説明しなければならない。

（2）記載すべき内容

- 1）建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- 2）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者
- 3）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期。

（交通誘導（警備業務）については、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため「記載を指導する」としています。）

※施工体制台帳及び施工体系図については、「千葉県建設工事適正化指導要綱」を参照

（3）施工体制台帳の添付資料

元請け及び各下請けにかかる請負契約書（写し）、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用を証明する資料とする。

下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、社会保険等の加入状況がわかるように記述する。

（4）提出手続き

- 1）受注者は工事着手までに施工体制台帳を作成し、監督職員にその写しを提出する。
また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度提出する。
- 2）「作業員名簿」の変更時の提出は、下請契約の変更等による他様式の変更時に併せて提出すれば良い。なお、他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すれば良い。

（5）その他

- 1）施工体制台帳は、工事現場ごとに備えておく。
- 2）施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

(6) 様式

- ・ 施工体制台帳（工事担当技術者台帳を含む）
- ・ 施工体系図

なお、様式については、千葉県（建設・不動産業課）ホームページから
施工体制台帳：千葉県建設工事適正化指導要綱 様式第1号による
施工体系図：千葉県建設工事適正化指導要綱 様式第3号による
千葉県建設工事適正化指導要綱
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/shidou.html>

1－3 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出する。

なお、該当する事実が無い場合には照査項目チェックリストを監督職員へ提示でよい。

「設計図書の照査」の範囲については、『土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）』によるものとする。

『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン』については、以下よりダウンロードが可能。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html>

工事請負契約書 第19条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

工事請負契約書 第20条

発注者は必要であると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要であると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

1－4 工事測量成果表

受注者は、仮BM（仮座標点）の設置に係わる測量結果を監督職員へ提出する。また、設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督職員に提出するものとし、設計図書に示されている数値と差異がなかった場合には、測量結果を監督職員へ提示でよい。

	測量結果の提出・提示の別
仮BM（仮座標点）	提 出
差異がある	提 出
差異がない	提 示

1－5 建設業退職金共済制度の掛金収納書

受注者は、建設業退職金共済制度の掛金収納書を工事契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、建設工事契約締結後40日以内）に発注者に提出する。また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出する。

なお、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、打合せ簿により、発注者へ申し出るものとする。

また、発注者は、共済証紙の購入状況を把握する必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料（共済手帳のコピー等）の提出を求めることがある。

[記入例]

様式－4

（契約上の注文者）

令和 年 月 日

様

契約者氏名

建設業退職金共済組合証紙（退職金ポイント）購入状況報告書

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名・工事箇所	〇〇〇〇改良工事 〇〇県〇〇市〇〇地先	工事種別 ()
契約年月日		履行期限
契約金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	(うち消費税額)
共済証紙（退職金ポイント）購入額	¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇	共済証紙（退職金ポイント）購入率
遅延報告書提出年月日		

掛金
収納
書
(発
注
官
公
庁
等
用)
貼
付
欄
の
り
し
ろ

共済証紙（退職金ポイント）購入額の算出方法

・採用した算出方法を次のうちから選んで、該当する番号に○をつけること。

・各()には、該当する数字を記入すること。

・下記の3を選択した場合は、各算式の＊□に、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の定める「共済証紙購入の考え方について」の表から工事種類別等により選択した値を記入すること。

1 発注者の指示のとおり

2 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

購入額 = 就労予定延人数 × 販売価格

() () ()

3 対象労働者と当該労働者の就労日数の把握が困難な場所

購入額 = 総工事費 × $\frac{\text{＊□}}{1,000}$ × $\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率()}}{70\%}$

() ()

4 上記の1,2,3以外の算出方法を採用

★理由及び算出方法を下記に具体的に記載すること。

建設業退職金共済事業（建退協）について→3取扱いマニュアル及び様式のダウンロード
（<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/taishokukin.html>）

共済証紙(退職金ポイント)受払簿

[illegible]

(注) の箇所に必要事項入力。
必ず、受入・払出年月日を入力。

1－6 主任技術者等選任通知書

受注者は、工事請負契約締結後速やかに発注者に提出する。（契約書第11条第1項）また、現場代理人等を変更した場合は、その都度変更届を提出する。

（契約書第11条第2項）

主任技術者選任通知書：千葉県建設工事適正化指導要綱 様式第7号による

変更通知書：千葉県建設工事適正化指導要綱 様式第9号による

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/shidou.html>

経歴書は、記入例を参考に作成し、添付する。

記入例

経 歴 書	
令和〇〇年〇月〇日	
現場代理人等氏名	
生年月日	昭和〇年〇月〇日
最終学歴	〇〇大学工学部
資格及び資格番号	技術士（〇〇部門）（〇〇〇番）
職 歴	〇年〇月〇日 （株）〇〇建設入社 〇年〇月〇日 〇〇工事に現場代理人として従事 〇年〇月〇日 〇〇工事に現場代理人として従事 〇年〇月〇日 〇〇工事に監理技術者として従事

注1 別途資格等証明書の写しを添付する。

注2 監理技術者は、別途監理技術者資格者証の写しを添付する。

注3 職歴は、過去2年程度を記入する。特に監理技術者の場合で、建設業法第15条第2項ロ（2年以上指導監督的な実務の経験）に該当する場合はその職歴を記入する。

注3 用紙はA4版縦

1-7 工程表

受注者は、工事請負契約書第3条に規定する工程表を発注者に提出しなければならない。

様式-3(1)

表 程 工

年月日 ..

(発注者)

殿

工事名	自
-----	---

(受注者)

四

[illegible]

記載要領

1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。)

2 予定工程は黒実線をもって表示する。

1－8 前払金請求書

受注者は、工事請負契約書第35条に基づき、前払金の支払いを発注者に請求できる。

(参 考)

令和 年 月 日

請 求 書

発注者 様

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円

ただし、次の工事の前払金として

工 事 名

契 約 日

契約金額

振込希望金融機関名

銀行（金庫）

店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

1-9 コリンス（CORINS）への登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関（JACIC）に登録申請する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンス登録後に監督職員にメール送信される。

なお、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、打合せ簿（提出）の作成は不要である。

監督職員は、受注者から送信される「登録のための確認のお願い」メールの内容確認を行った上で、送信されたメールに直接「本件の登録を認める」旨を記載し、受注者へメールを返信する。

担当技術者に変更があった場合は、次回の変更登録と併せて行えば良い。

（１）登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が５００万円以上のもの

（２）登録時期

受注時：契約後、土・日曜日、祝日等を除き１０日以内

変更時：変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き１０日以内

完成時：工事完成後（竣工後）、土・日曜日、祝日等を除き１０日以内

※ 工事完成時の登録は完成検査の後に登録しても良い（検査時に登録が完了している必要はない）

訂正時：適宜

また、変更時と完成時の間が土・日曜日、祝日等を除き１０日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

※工事实績の登録方法については、JACICホームページを参照

（<https://cthp.jacic.or.jp/>）

2. 施工管理

2-1 工事打合せ簿

工事打合せ簿（以下「打合せ簿」という。）は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認しあい、行き違いのないように書類に記録しておく重要な書類である。

打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、必ず適用条文を記載しなければならない。

また、打合せ簿に添付する説明用の資料は、詳細図面や写真等に代えて動画を活用（添付）することも可能。

（１）各事項の定義、書類作成上の具体的留意点

１）指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。（土木工事共通仕様書第１編総則）

実務上では、監督職員は工事内容の変更等について指示書により受注者に通知し、受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を確認のうえ、監督職員に回答する。

また、工事請負契約書第１９条（条件変更等）及び土木工事共通仕様書の条文中には、受注者からの協議又は報告等の回答をもって指示を行う場合もある。

なお、口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第１編総則１-１-６-２によると「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。

先行指示書等への概算額の記載方法については、土木工事請負契約における設計変更等ガイドラインの記載例を参考にする。

２）承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。（土木工事共通仕様書第１編総則）

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入するとともに、必要な最小限の関係資料を添付する。

３）協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。（土木工事共通仕様書第１編総則）

実務上では、受注者からの打合せ簿により監督職員に協議される場合が多い。

協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。

４）提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。（土木工事共通仕様書第１編総則）

提出事項は、施工計画書等の書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

5) 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。（土木工事共通仕様書第1編総則）

よって、提示については、工事打合せ簿を作成する必要はない。

6) 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。（土木工事共通仕様書第1編総則）

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見であり、打合せ簿により監督職員に報告される。この場合、遅延なく、的確に監督職員に報告しなければならない。

7) 通知

通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。（土木工事共通仕様書第1編総則）

8) 連絡

連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

（土木工事共通仕様書第1編総則）

よって、連絡については、工事打合せ簿を作成する必要はない。

9) 納品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

（土木工事共通仕様書第1編総則）

なお、受注者は工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- ② 施工計画書
- ③ 完成図面
- ④ 工事写真
- ⑤ 工事履行報告書
- ⑥ 段階確認書

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使

用したもので表すものとする。（土木工事共通仕様書 1-1-20）

※成果品の電子納品にあたっては、千葉県版ガイドラインによるものとする。

（<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/youryou.html#a01>）

「千葉県」→「県土整備部発注土木工事関連の電子納品」→「電子納品の要領・基準・ガイドライン」→「電子納品運用ガイドライン・土木工事編・平成28年1月版」

（２）工事書類の様式

打合せ簿の他、工事書類の各様式については、平成15年4月から標準帳票として国土交通省が様式を統一化しているため、これを準用するものとする。

なお、帳票様式については、インターネットからダウンロード可能。

関東地方整備局ホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/index.htm>）から

「技術情報」→「共通仕様書」→「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる帳票様式」

打合せ簿等について、受注者名を監督員に事前確認の上、余白等に記載し、工事が特定できるようにすること。

（３）情報共有システム

情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

また、ASP（情報共有システム）のシステム選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要。（電話やメール等による確認で良い。）

工事打合せ簿記載例(指示)

様式-9

工事打合せ簿

発議者	■発注者 □受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日					
発議事項	■指示 □協議 □通知 □承諾 □報告 □提出 □その他 ()							
工事名	〇〇橋梁下部工事							
(内容)								
〇〇工の施工について 標記について添付図のとおり施工することを指示します。								
添付図 葉、その他添付図書								
処理・回答	発注者	上記について □指示 □承諾 □協議 □提出 □受理 します。 □その他 [] 年月日:						
	受注者	上記について ■承諾 □協議 □提出 □報告 □受理 します。 □その他 [] 年月日:						
記入例：〇〇株式会社								

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

工事打合せ簿記載例(承諾)

様式-9

工事打合せ簿

発議者		☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☒ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()			
工事名		〇〇橋梁下部工事			
(内容)					
表面処理工の工法変更について 標記について、特記仕様書第44条－1に記載されているチップング工法をバキュームブラスト工法に変更したいので承諾願います。					
添付図 葉、その他添付図書（変更理由書 別紙）					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐その他 [但し、契約変更の対象としない。] 年月日:			
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:			
記入例：〇〇株式会社					

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

様式-9

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日		令和〇〇年〇月〇日	
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()					
工事名		〇〇橋梁下部工事					
(内容) 矢板の打ち込み不能について 矢板工について、設計図書の深度に達する前に、矢板が打ち込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書 第3編 2-3-4 5項に基づき協議します。 概算金額の記載については、設計変更ガイドライン(関連資料)の記載例を参照 「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)」 https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html 添付図 葉、その他添付図書							
処理・回答	発注者	上記について ☒指示 ☐承諾 ☐協議 ☐提出 ☐受理 します。 ☐その他 協議のとおり施工されたい。本協議は、契約変更の対象とします。 年月日:					
	受注者	上記について ☐承諾 ☐協議 ☐提出 ☐報告 ☐受理 します。 ☐その他 年月日:					
記入例: 〇〇株式会社 年月日:							

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

工事打合せ簿記載例(提出)

様式-9

工事打合せ簿

発議者		☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日		令和〇〇年〇月〇日	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他（ ）				
工事名		〇〇橋梁下部工事				
(内容)						
仮BMの測量結果について 標記について、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-37 1項に基づき 添付図書のとおりに提出します。						
添付図 葉、その他添付図書						
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
	記入例：〇〇株式会社					

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

様式-9

発議者		☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日		令和〇〇年〇月〇日	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）				
工事名		〇〇橋梁下部工事				
(内容)						
工期変更について 標記について、建設工事請負契約書第24条(工期の変更方法)に基づく協議について、 工期が変更されたため、下記の通り通知します。 記 当初工期 令和〇年×月×日 ～ 令和〇年×月×日 変更工期 令和〇年×月×日 ～ 令和〇年×月×日						
添付図 葉、その他添付図書						
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
	受注者	上記について ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
記入例：〇〇株式会社						

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

様式-9

発議者		☐ 発注者 ■受注者	発議年月日		令和〇〇年〇月〇日	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ■報告 ☐ 提出 ☐ その他（　　　　　）				
工事名		〇〇橋梁下部工事				
(内容)						
文化財について						
標記について、本工事施工中に工区内に文化財を発見したので土木工事 共通仕様書 第1編 1－1－31 1項に基づき報告します。						
添付図 葉、その他添付図書						
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ■受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日:				
記入例：〇〇株式会社						

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

2-2 再生資源

2-2-1 再生資源利用計画書等

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書※¹は請負金額100万円以上の工事、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書並びに建設副産物情報交換システム工事登録証明書は最終請負金額100万円以上の工事が作成の対象となる。受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン(3-(2)-(3))」に基づき作成※²し、監督職員に提出※³しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。(土木工事共通仕様書第1編総則〔1-1-19建設副産物〕)

- ※¹ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、施工計画書に含めて提出すること。
- ※² 建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。なお、工事情報の入力に当たっては、COBRIS入力実務解説書(千葉県県土整備部技術管理課)や、(一財)日本建設情報総合センターが公開している操作マニュアルを参照すること。
- ※³ 監督職員は、受注者が提出した内容について、COBRIS内にあるエラーチェック機能等を活用し、入力ミスが無いか確認すること。

(JACICホームページ(建設副産物情報センター内)の各種マニュアル<発注機関用>操作マニュアル8を参照)

2-2-2 産業廃棄物管理票等

産業廃棄物の処理責任は、廃掃法上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬又は処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票等(マニフェスト)を発行することとされている。

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準(8)」に基づき、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に紙マニフェストによる場合は原則としてD票及びE票を、電子マニフェストによる場合は原則としてマニフェスト情報を監督職員に提示しなければならない。

なお、発注者は、最終処分の確認をしたときは、「建設廃棄物の最終処分の確認書」を作成し、関係書類とともに保存すること。(確認の方法は平成29年3月28日付け技第636号-1技術管理課長通知を参照)

2-2-3 建設副産物処理計画及び実態の確認

受注者は、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準(8)」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出しなければならない。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

また、建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けなければならない。(土木工事共通仕様書第1編総則〔1-1-19建設副産物〕)

2-2-4 関連様式

様式やCOBRIS入力実務解説書(千葉県県土整備部技術管理課)は、県庁ホームページからダウンロードして確認すること

千葉県県土整備部技術管理課ホームページ 「建設副産物対策関係様式」
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/tetsuzuki/fukusanbutsu.html>)

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版ー

1. 工事概要

発注機関名		発注機関コード*1		担当者		法人番号		請負会社名		請負会社コード*2		表面	
				TEL				建設業許可 または 解体工事業者登録		号		記入年月日 H. 年 月 日	
								会社所在地		TEL FAX		工事責任者	
												調査票記入者	
工事名		工事種別コード*3		請負金額		左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用		千 百 十 万 円 (税込み)		千 百 十 万 円 (税込み)		再資源化等が完了した年月日	
工事施工場所		都 道 市 区 府 県 町 村		住所コード*4		工 期		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		再資源化等が完了した年月日		平成 年 月 日	
工事概要等		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)											

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
千 百 十 万 円 (税込み)
再資源化等が完了した年月日
平成 年 月 日
建築・解体工事のみ
右欄に記入して下さい

2. 建設資材利用実施

注:コード ※5～9は下記欄外コード表より数字を選んでください。

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入してください)					再生資源				
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量 (A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量 (B) 小数点第三位まで (注1)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*8	施工条件 内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所 ※	住所コード *4	利用率 B/A×100		
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
	木材			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
その他の建設資材	アスファルト・コグ			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
	土 砂			締めm3		締めm3						%		
	合計			締めm3		締めm3						%		
	砕 石			m3		m3						%		
	合計			m3		m3						%		
その他の建設資材	塩化ビニル管・継手			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
	石膏ボード			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		
	その他の建設資材			トン		トン						%		
	合計			トン		トン						%		

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

裏面にもご記入下さい

- ☐ ①記入漏れの欄はないか
- ☐ ②数量の桁は間違いはないか
- ☐ ③工事IDが建設副産物情報交換システム工事登録証明書と一致するか
- ☐ ④建り法対象建設工事で無記入の場合、別書類で法第18条の報告が必要となるので注意
- ☐ ⑤利用用途が記入されているか
- ☐ ⑥現場内利用がある場合、再生資材の供給元種類で、現場内利用が選択されているか
- ☐ ⑦チェック後に、発注担当者名を記載しているか

再生資源利用実施書のチェックポイント

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用			
		用途 コード *10	②利用量 小数点第一位まで	うち現場内 改良分 小数点第一位まで	減量法 コード *11	③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。		区分 どちらかに○を 付けて下さい	施工条件 の内容 コード * 12	搬出先場所住所※		住所コード *4	建設距離 千 百 十 一	搬出先 の種類 コード *13	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内 改良分 小数点第一位まで	⑤再生資源 利用促進量 (注2)	促進率 (②+③+⑤) ① (%)
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン			搬出先1	公共 民間						km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	トン	トン	トン			搬出先2	公共 民間						km		トン	トン	トン	%
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン			搬出先1	公共 民間						km		トン	トン	トン	%
		トン	トン	トン			搬出先2	公共 民間						km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン					搬出先1	公共 民間						km		トン		トン	%
	建設発生木材B (広木、除根材などが廃棄 物となったもの)	トン	トン	トン			搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間						km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン					搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
	廃塩化ビニ ル管・継手	kg					搬出先1	公共 民間						km		kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)	トン					搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン					搬出先1	公共 民間						km		トン		トン	%
		トン					搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
	紙くず	トン					搬出先1	公共 民間						km		トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン					搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
	その他の分別 された廃棄物	トン					搬出先1	公共 民間						km		トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン					搬出先2	公共 民間						km		トン		トン	%
建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先1	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先2	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先1	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先2	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先1	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
		地山m ³	地山m ³	地山m ³			搬出先2	公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	合 計	地山m ³	地山m ³	地山m ³										km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サマルリサイクル)
7.中間処理施設(単焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨て場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨て場・残土処分場)

注2.再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1.~6.の合計
【建設発生土の場合】
1.~6.の合計

■ ⑦塩ビ管・継手の数量はkg単位で記入されているか

■ ⑧搬出先の施設の選択は正しいか(適当に「その他の処分」を選択していないか)

■ ⑨発生土の現場内利用がある場合、利用実施書の「2. 建設資材利用実施」の土砂欄の再生資材の利用状況にも記入されているか

再生資源利用促進実施書のチェックポイント

様式－1

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注)
1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土 (m3)		路盤廃材 (m3)		アスファルト・コンクリート塊 (トン)		コンクリート塊 (トン)		建設汚泥 (トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

様式－３

年 月 日

建設廃棄物の最終処分の確認書

１ 事業名

２ 工事名

３ 工事箇所

４ 受注者住所

氏 名

５ 受注者が産業廃棄物管理票の交付等をした日

年 月 日

６ 最終処分場所の所在地

７ 最終処分終了日

年 月 日

８ E票の写し等の確認日

年 月 日

2－3 品質証明

（１）品質証明制度の趣旨

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を実施することであるため、その内容・方法については、各会社で決めるものとされている。

（土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 1－1－5 品質証明）

（２）品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書等の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。また、品質証明員を変更した場合も同様とする。なお、書式は現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。

※1. 「10年以上の現場経験」とは、工期の合算ではなく、従事期間の合算とする。

2. 「現場経験」とは、携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいう。

3. 発注者側の監督職員としての経験も含まれるものとする。

4. 品質証明員は、主任（監理）技術者や現場代理人との兼務はできないが、複数の工事において品質証明員を兼務することは可能。

（３）品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成・出来形・中間）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督職員に提出しなければならない。

提出に当たっては、打合せ簿とともに監督職員宛提出する事を基本とする。

なお、品質証明書には、品質証明に関する添付書類は不要である。

[記入例]

様式-7

品質証明員通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者（官職氏名） 様

受注者名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇改良
工事の品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて
通知します。

記

品質証明員氏名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和 〇年 〇月 〇日

資 格 技術士もしくは1級土木施工管理技士

経 歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			10年

※「資格証（写し）」を添付する。

注1 経歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。

注2 用紙はA4版縦

年月日：

品質証明書

工事名：

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名

2-4 協議資料

2-4-1 関係官公庁協議資料

(1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。

(2) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。

(土木工事共通仕様書第1編総則 1-1-37)

- ・ 関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。
- ・ 諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その資料を監督職員へ提示しなければならない。ただし、監督職員から請求があった場合は、写しを提出するものとする。

2-4-2 近隣協議資料

(1) 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

(2) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(土木工事共通仕様書1編総則1-1-37)

2-5 建設現場の遠隔臨場の活用

1. 建設現場の遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場は、従来、「段階確認」、「材料確認」と「立会」を受発注者が現場での立会により監督を実施していたものを、ウェアラブルカメラ等を活用し、リモートでの現場監督（遠隔臨場）を実施する取り組みである。

この取り組みは、インフラ分野のDXを推進し、「移動時間の削減」や「立会の調整時間の削減」が図られ、建設現場の働き方改革、生産性の向上が期待されている。

※現場の通信環境が確保出来ない工事等、監督職員の確認にあたり十分な情報が得られない場合は、通常どおりの現場臨場を実施

（留意点）

「遠隔臨場」を実施する工事は、「監督員が現場に行かなくて良い」ということではない。映像で確認出来る材料確認や寸法確認の立会等において「遠隔臨場」を活用することにより生じた時間を有効に活用し、「全体の確認が必要な現場臨場」や「受発注者間の打合せ」等を充実させ、効率的な施工管理を行うことが重要である。

2. 施工計画書

建設現場の遠隔臨場を実施する工事は、施工計画書に次の事項を記載するものとする。

（１）適用種別

遠隔臨場を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。

（２）機器構成と仕様

遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と配信システム（「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等）の機器と使用を記載する。

3. 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。確認実施者が現場技術員の場合で、遠隔臨場の結果を監督職員へ報告する場合は、現場技術員は遠隔臨場で使用するPCにて遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で自ら保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

2-6 材料確認書

土木工事共通仕様書第2編材料編第2節工事材料の品質 1. 一般事項では、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は、検査監から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

※電子ミルシートの使用可

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」としている。

土木工事共通仕様書第2編材料編第2節工事材料の品質 4. 見本・品質証明資料では、「設計図書において事前に監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。」としている。

設計図書において指定された工事材料とは、本マニュアル45頁「（4）確認を必要とする材料の運用について」に記載のある材料のほか、設計図書において、工事材料を使用するまでに監督職員に品質を証明する資料を提出し、確認を受けなければならないとされた工事材料であり、材料確認書により監督職員の確認を受けるものとする。

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する資料は、受注者の責任において全て整備・保管する義務がある。

（材料確認における留意点）

（1）材料確認書について

- 1）対象は設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）で示されている材料のみ。
- 2）施工計画書作成の段階で、対象材料を受注者・発注者間で決定しておく必要がある。
- 3）材料確認書を事前に監督職員に提出する。
- 4）確認は、搬入毎、又は使用前にまとめて行ってもよい。
- 5）確認は一部の材料かサンプルと品質証明資料等を基に、要求された品質及び規格に適合しているか確かめるものであり、規格及び型式毎に1回以上実施する。（設計図書で数量の確認を行うとされたもの以外は全数確認の必要がない。）
- 6）搬入数量は受注者が記入し、確認欄（確認年月日、確認方法、合格数量及び確認印）は、確認を行った監督職員等が記入する。
- 7）備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

（2）材料確認における監督職員等の臨場

監督職員は、受注者から提出された材料確認書により、臨場し、材料確認を行う。

受注者は、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書を照合して確認した資料を監督職員へ提出し、机上確認を受けることができる。

なお、監督職員が臨場できず、工事監督支援業務の担当技術者が臨場する場合、発注者の説明に必要となる資料は担当技術者が自ら作成しなければならない。

(3) 材料確認の写真撮影について

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおり。

区 分	工 種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕 設計図書で 指定された場合のみ	不要
		使用数量		
		保管状況		
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回〔使用前〕 ※試験成績表等の品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合のみ撮影	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	

(4) 確認を必要とする材料の運用について

下記表中の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。(仮設材は除く。)

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	JISマーク表示品以外
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	JISマーク表示品以外
	鋼製ぐい及び鋼矢板	JISマーク表示品以外
セメント 及び混和材	セメント	JISマーク表示品以外
	混和材料	JISマーク表示品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JISマーク表示品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JISマーク表示品以外
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JISマーク表示認証製品 を製造している工場以外で 生産されたもの。
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	肥料	
	薬剤	

※上記のほか、JISマーク表示品以外に設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）で示されている材料については、材料確認書により監督職員の確認を受けるものとする。

(5) 確認を必要とする材料の品質確認一覧表以外の材料確認について

設計図書及び監督職員に確認を指定された材料以外は、事前に監督職員の確認を受ける必要はない。

材 料 確 認 書

年月日： 令和 ○年 ○月 ○日

工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	
L型擁壁	1200×1500	本	10	R○.○.○	臨場 確認	10	印	
	1400×1500	本	9	R○.○.○	臨場 確認	9	印	
	1800×1500	本	20	R○.○.○	品質証明 書の確認	20	印	

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

2-7 段階確認書

段階確認は、工事目的物が発注者の意図する契約の内容に適合して施工が行われているかどうか工事途中において確認を行うものであり、共通仕様書第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等に相当するものである。

受注者は、土木工事共通仕様書の段階確認一覧表及び特記仕様書に明示された工事の施工段階で監督職員の臨場を受け、段階確認の結果を段階確認書に整理しなければならない。但し、やむを得ず監督職員等が臨場できない場合は、監督職員はその旨を受注者に通知し、必要な工事写真等の記録を整理し、受注者に提出させ、内容を検討・把握して段階確認に代えることもできる。

段階確認は、段階確認一覧表に基づき、施工計画書作成の段階に受注者・発注者間で、立会い工種、確認頻度を決定しておく。

(1) 実施方法

1) 段階確認項目

「段階確認一覧表」の工種及び特記仕様書に別途記載される施工段階において、受注者は段階確認を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

2) 段階確認報告

段階確認書により事前に監督職員へ報告する。様式及び記入方法は作成例に示す。

3) 段階確認

監督職員は段階確認書により段階確認予定を受注者に通知し、臨場等は、提示された資料に基づき該当箇所の確認を行うこととなる。

(2) 段階確認・立会における留意点

1) 「監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。」とされている。〔写真管理基準 4（写真の省略）〕

これは、工事監督支援業務の担当技術者（以下「担当技術者」という。）が臨場した場合も同様とする。

2) 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。

3) 監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真は不要である。

なお、監督職員が臨場できず、担当技術者が臨場する場合、監督職員への説明に必要なとなる資料は担当技術者が自ら作成しなければならない。

4) 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し、机上確認を受けることができる。（共通仕様書第3編1-1-3-7）

5) 低入札価格調査制度調査対象工事は、監督体制の強化を図るため、設計図書に定められた段階確認において机上とせず、必ず監督職員が臨場して、自ら写真を撮る必要がある。（共通仕様書第1編1-1-6-3（4））

6) 段階確認が完了しないと施工の続行が出来ず工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう受注者・発注者とも留意する必要がある。

段階確認書 施工予定表

年月日： 令和 〇年 〇月 〇日

〔 共通仕様書 〕 第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。
〔 特記仕様書 〕

工事名 〇 〇 〇 〇 工事

受注者名： 株式会社 〇 〇 建設
現場代理人等： 〇 〇 〇 〇

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時 長さ	令和〇年〇月〇日～〇日	※監督職員が記事、受理日等を記入

年月日： 令和 〇年 〇月 〇日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。
監督職員名： 〇〇 〇〇

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
矢板工	鋼矢板	打込み時 長さ	令和〇年〇月〇日	※実施年月日及び特記事項を記入

年月日： 令和 〇年 〇月 〇日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： 〇〇 〇〇

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督
重点：重点監督
1/3

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		フルフローリング*実施時	フルフローリング*実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
パーカルドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン ペーパードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／20本 重点：1回／10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／75本 重点：1回／50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバス杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1 回／1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1 回／1 工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1 回／土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1 回／1 構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：3 0 %程度／1 構造物 重点：6 0 %程度／1 構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1 回／1 構造物
躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1 回／1 構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：3 0 %程度／1 構造物 重点：6 0 %程度／1 構造物
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	一般：——— 重点：1 回／1 構造物
ポストテンション（I）桁 製作工 プレキャストボックス 組立工 プレキャスト桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5 %程度／総ケーブル数 重点：1 0 %程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：1 0 %程度／総ケーブル数 重点：2 0 %程度／総ケーブル数
		P C鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：3 0 %程度／1 構造物 重点：6 0 %程度／1 構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1 回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1 回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1 回／構造の変化毎 重点：3 打設毎又は1 回／ 構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級が D, Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1 回／2 0 0 m以上臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1 回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注）・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、ロ 施工条件が厳しい工事、ハ 第三者に対する影響のある工事、ニ その他

2－8 確認・立会依頼書

立会とは、特に基準を定めず段階確認を補充するもので契約書第15条「監督職員の立会及び工事記録の整備等」の規定による監督職員の立会を行うものである。確認・立会依頼書は、材料確認、段階確認以外で確認・立会が必要な場合に使用する。

施工計画書作成の段階に受注者・発注者間で必要な工種、確認頻度を決定しておく。

契約書第15条第1項、2項では以下のとおり規定している。

- ①受注者は、設計図書において「監督職員の立会の上、調合すべきこと」、又は「調合について見本検査を受けるべきこと」が指定された工事材料については、監督職員の立会の上に調合又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- ②受注者は、設計図書において監督職員の立会の上、施工するものと指定された工事については、立会を受けて施工しなければならない。
- ③監督職員は、受注者から①、②の立会又は見本検査を請求された場合には、応じなければならない。

※受注者は、確認・立会の為に新たに説明資料等を作成する必要はない。

※監督職員等が確認・立会に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真は不要である。

なお、監督職員が臨場できず、発注者が施工管理を委託した建設コンサルタントの担当技術者が臨場する場合、監督職員への説明に必要なとなる資料は、担当技術者が自ら作成しなければならない。

確認 ・ 立会依頼書

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

確認 ・ 立会事項

工事名 _____ 年月日: _____

下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時

確 認 立 会 員		
実 施 日 時		時
記 事		

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
1	1	1	1	4	1	適用	設計図書間の不整合	特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は 監督職員に確認して指示を受けなければならない。
共通編 総則 総則								
1	1	1	3	2	4	設計図書の照査等	設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、 監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
共通編 総則 総則								
1	1	1	5		5	コリンズ（CORINS）への登録	「登録のための確認のお願い」の確認	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、作成し 監督職員の確認を受け たうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
共通編 総則 総則								
1	2	3	1	2	30	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地土及び岩の分類の境界を定められた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。
共通編 土工 河川土工・海岸土工・砂防								
1	2	4	1	4	37	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。
共通編 土工 道路土工								
1	3	3	2	1	43	工場の選定	品質証明	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により 監督職員の確認を得なければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	3	3	2	44	配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
1	3	3	3	6	45	配合	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に 監督職員の確認を得なければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	7	4	3	53	組立て	鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スパーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の 段階確認時に確認を受けなければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート 鉄筋工								
2	1	2		4	1	見本・品質証明資料	見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに 監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
共通編 一般事項 工事材料の品質								
2	2	12	1		26	道路標識	反射シートの性能	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-27、2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 監督職員の確認を受けなければならない。
材料編 土木工事材料 道路標識及び区画線								
3	2	3	32	2	35	かごマット工	要求性能	受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
土木工事共通編 一般施工 共通的工程								
3	2	3	33	2	38	袋詰玉石工	要求性能	要求性能の確認は、表2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
土木工事共通編 一般施工 共通的工程								
3	2	7	9	8	94	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督職員の確認を得なければならない。 1) 工法関係 1. 注入圧 2. 注入速度 3. 注入順序 4. ステップ長 2) 材料関係 1. 材料 2. ゲルタイム 3. 配合
土木工事共通編 一般施工 地盤改良工								
3	2	17	2	1	136	材料	肥料及び薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、 施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
3	2	17	2	4	136	材料	補植で使用する樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、 <u>現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない</u> 。また、 <u>必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが</u> 、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								
6	3	8	4	1	19	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。
河川編 樋門・樋管 付属物設置工								
6	4	8	4		25	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。
河川編 水門 付属物設置工								
6	5	20	4		43	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。
河川編 堰 付属物設置工								
6	8	5	2	2	56	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に <u>監督職員に確認を得なければならない</u> 。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
河川編 河川維持 堤防養生工								
6	8	6	4	5	57	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、 <u>監督職員が行うせん孔長の確認</u> 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
河川編 河川維持 構造物補修工								
6	8	9	4		59	境界杭工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。
河川編 河川維持 付属物設置工								
6	8	12	2		60	材料	肥料及び薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、 <u>施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない</u> 。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。
河川編 河川維持 植栽維持工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
6	8	12	2		60	材料	補植で使用する樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、 <u>現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、 <u>必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが</u> 、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
河川編 河川維持 植栽維持工								
8	1	8	4	11	5	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
砂防編 砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	8	5		5	コンクリート副堰堤工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
砂防編 砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	11	4	1	7	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。
砂防編 砂防堰堤 砂防堰堤付属物設置工								
8	1	13	2		8	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし</u> 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。
砂防編 砂防堰堤 付帯道路施設工								
9	1	3	5	2	2	岩盤面処理	基礎岩盤面の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	8	1	2	基礎岩盤の確認	基礎岩盤としての適否	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	9		2	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編1－3－5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に <u>監督職員の再確認を受けなければならない。</u> （1）基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。 （2）基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。
ダム編 コンクリートダム 掘削工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
9	1	4	2	1	3	原石骨材	原石としての適否	1. 表土処理 受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	4	8	2	5	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	7	2	4	9	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	3	1	9	継目グラウチング設備設置	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	4	2	9	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	10	3	2	11	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	1	12	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	4	12	施工	注入	受注者は、すべての準備が完了し、 <u>監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
9	2	3	8	1	15	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤としての適否	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 掘削工								
9	2	3	8	2	15	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤としての適否	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 掘削工								
9	2	3	9		15	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	基礎地盤面及び基礎岩盤面	受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、 盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 (1)基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合 (2)基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合
ダム編 フィルダム 掘削工								
9	2	4	1	5	16	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、 監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 盛立工								
9	2	4	2	3	16	材料採取	材料としての適否	3. 表土処理 受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 盛立工								
9	3	3	3	2	19	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
ダム編 基礎グラウチング ボーリング工								
10	2	11	2	3	18	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、 現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 舗装 道路植栽工								
10	2	11	2	6	18	材料	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
道路編 舗装 道路植栽工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
10	6	3	2	7	52	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、 <u>設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
道路編 トンネル（NATM） トンネル掘削工								
10	14	20	2		97	材料	洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に <u>監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。</u>
道路編 道路維持 道路清掃工								
10	14	21	2		98	材料	肥料、薬剤	受注者は、 <u>樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</u> なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。
道路編 道路維持 植栽維持工								
10	14	21	2		98	材料	樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、 <u>現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、 <u>必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、</u> この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 道路維持 植栽維持工								
10	15	3	2		101	材料	材料	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に <u>監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。</u>
道路編 道路維持 雪寒								
10	16	11	2		109	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、 <u>現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 道路維持 道路植栽工								
10	16	11	2		109	材料	肥料、土壌、改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に <u>監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。</u>
道路編 道路維持 道路植栽工								

【参考】監督職員の立会を要する事項（令和6年10月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備 考
3	2	6	19	8	90	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会のうえ行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
土木工事共通編 一般施工 一般舗装工								
3	2	17	3	24	138	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								
6	8	7	4		58	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会のうえ行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
河川編 河川維持 路面補修工								
8	3	7	1	4	16	一般事項	検尺	受注者は、 検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引拔を行い、 その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
砂防編 斜面对策 地下水排除工								
9	1	8	4	4	10	冷却工	冷却完了後の処置	受注者は、継目グラウチングを行った後、 監督職員の立会のもとに、 冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。
ダム編 コンクリートダム パイプクーリング工								
9	2	3	5	3	14	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、 監督職員の立会を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 掘削工								
10	2	11	3	18	20	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。
道路編 舗装 道路植栽工								
10	14	4	9		86	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会のうえ行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
道路編 道路維持 舗装工								
10	14	21	3		98	樹木・芝生管理工	植栽植樹の植替え	枯死または、形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。
道路編 道路維持 植栽維持工								

2－9 休日・夜間作業届

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または、夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

（土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1－1－38 施工時期及び施工時間の変更）

※現道上以外の工事については、書面（監督職員の押印が必要）の必要はなく、口頭、ファクシミリ、電子メール等により事前に監督職員に連絡していれば良い。また、週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合、「連絡」は不要である。

【参 考】

現道上の工事で休日・夜間作業届を書面で提出する場合は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

2－10 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、受注者は、[使用する建設機械の写真撮影を行う必要はない。](#)

なお、監督職員は、施工プロセスチェックにおいて、指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械）の使用を確認するものとする。

2－1 1 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書 1－1－3 4 交通安全管理第 1 4 項における通行許可の確認は、下記について実施するものとする。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）〔走行途中の写真撮影は不要〕
- ③車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

なお、①については、土木工事共通仕様書 1－1－3 7 第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

②、③については、監督職員から請求があった場合には、確認結果等を提示すればよく、提出する必要はない。

3. 安全管理

3－1 安全教育

3－1－1 安全教育訓練

土木工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、共通仕様書第1編1－1－28で「工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、実施内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と規定している。

(1) 安全・訓練等の実施対象者

安全・訓練等の実施対象者は、工事現場で作業する関係請負人の全ての作業員とする。なお、実施日は毎月固定日とする必要はなく、より多くの作業員が受講できるよう適宜調整するなど工夫する。

(2) 施工計画書への記載

「1. 施工計画 (9) 安全管理」を参照

(3) 実施対象の項目

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 当該工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 当該工事における災害対策訓練
- 5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

(4) 安全・訓練等の実施状況資料の整備・保管

安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とし、監督職員に提出する必要はない。

3－2 工事故

(1) 用語の定義

① 工事関係事故

工事現場内及び工事現場に隣接する場所において、工事の施工に起因して工事関係者に死亡者、負傷者等の被害を生じさせたもの

(工事関係者に死傷者等は発生していないが、建設機械が転倒・転落した場合も含む)

② 公衆損害事故

第三者に死亡者負傷者等の被害及び物的損傷を与えたもの

(現道上で工事を施工中に一般通行車輛が原因となって工事関係者に死亡者、負傷者等の被害が生じた場合〔いわゆる「もらい事故」〕も含む)

3-2-1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するものとし、【様式-1】事故速報により報告を行うものとする。

速報段階での主な報告内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度など）
- (4) 事故の概況
- (5) 事故発生状況図、状況写真
- (6) 事故経過報告

なお、様式については千葉県（技術管理課）ホームページからダウンロードが可能（<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/anzen.html>）

「千葉県」→「建設工事の安全対策」→「様式」

3-2-2 事故報告書

受注者は、監督職員から、事故報告書の作成を指示された場合は、事故報告書を作成しなければならない。

共通仕様書第1編1-1-31事故報告書にて監督職員が指示する様式は、【様式-2】事故報告書の通りである。なお、発注者から下記SASへ登録するよう指示があった場合、受注者は遅滞なく入力しなければならない。

※「建設工事事務データベースシステム」（SAS）について

（URL： <http://sas.hrr.mlit.go.jp/>）

本システムは、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

上記URLによりSASにアクセスし、発注者から指示されたID及びパスワードでシステムへログインすること。

【新事故報告書入力システム（SAS）の操作等に関する問合せ先】

国土交通省 大臣官房 技術調査課（SAS担当）

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

電 話：03-5253-8221（直通）

FAX：03-5253-1536

3-3 その他留意事項

受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている右記5項目の資料について、監督職員から求められた場合に提示すればよく、提出する必要はない。

- (1) 災害防止協議会活動記録
- (2) 店社パトロール実施記録
- (3) 安全訓練実施記録
- (4) 安全巡視、TBM、KY実施記録
- (5) 新規入場者教育実施記録

3-4 天災その他の不可抗力の損害

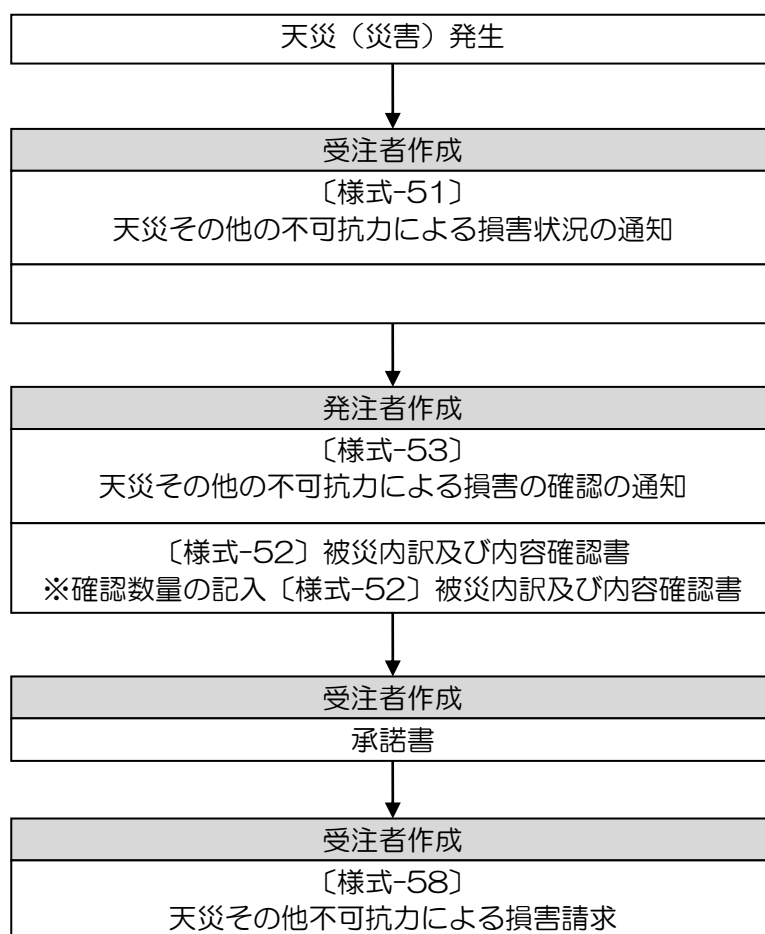
天災その他の不可抗力による損害が生じた場合に、その原因と状況を報告するための書類。(工事請負契約第30条、土木工事共通仕様書第1編1-1-40) 災害発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに書類(2部)をもって通知する。

※損害の程度や損害額の算定については、工事請負契約第30条及び土木工事共通仕様書第1編1-1-40参照。

1. 留意事項その他

気象状況、工事出来高状況、災害状況、工事工程表に対する進捗状況等が明確になる書類を添付する。

2. 災害発生フローチャート(参考)



事故速報（第 報）

（受注者記入欄）

受注者記入欄作成者：

A 事故 内容	①発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
	②発生箇所	
	③被害概要	【 】 ※公衆災害：「氏名」「年齢」「被災の程度」等 ※労働災害：「元請・下請」「氏名」「年齢（経験年数）」「被災の程度」等 ※物損事故：「対象物（埋設管等）」「被害の程度（〇件断水）」等
	④被害拡大の恐れ	有 ・ 無
B 工事 概要	①工事等名	
	②受注者名	
	③事故に関連する下請業者名	(一次・二次・三次・その他)
	④工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

C 事故発生状況（どのような状況で事故が起きたかわかるように記載）

D 事故発生後の対応状況（時系列で記載）

※事故発生時刻，発注者への連絡時刻は必ず記載する。

※再度の事故を防止するために取った措置等もあれば記載する。

※現時点で把握している状況について記入する。

※現場の状況がわかる図面等（平面図，写真等）についても別途添付する。

※メール・口頭で報告する場合には，A ①～B ③及び続報の有無，発注者記入欄の情報を記載する。

（発注者記入欄）

※発注機関担当者及び主務課担当者が記入する。

	①所属名 ②担当者職・氏名 ③連絡先
発注機関	
主務課	

技術管理課使用欄：事故 No. _____

事故ランク A B C

年 月 日

(発注者)

〇〇事務所長 様

(受注者)住所, 氏名

工事等事故報告書

事故が発生しましたので、別紙により報告します。

受注者本件責任者

担当者

氏 名
所 属
役 職
連絡先

別紙 事故報告書

A 事故内容	①発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
	②発生箇所	
	③被害概要	【 】 ※公衆災害：「氏名」「年齢」「被災の程度」等 ※労働災害：「元請・下請」「氏名」「年齢（経験年数）」「被災の程度」等 ※物損事故：「対象物（埋設管等）」「被害の程度（○件断水）」等
B 工事概要	①工事等名	
	②受注者名	
	③事故に関連する 下請業者名	(一次・二次・三次・その他)
	④工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	⑤工事等内容	請負金額 円
事故発生の経過		
事故発生後の対策		

警察・労働基準監督署等の動向
事故発生原因
事故再発防止策

◎添付書類

【すべての事故で添付必須】

- ☐ 契約書の鑑（写）（契約変更している場合は当初契約書は不要）
- ☐ 事故の状況がわかる資料（位置図，平面図，写真，状況説明図等）
- ☐ 施工計画書等（事故に直接関係ある箇所のみ）の写し
- ☐ 安全打合せ記録（事故発生当日から1週間（7日）程度前までの関係するKYミーティング記録，安全日誌，作業指示書等）の写し

【労災の場合は添付】 ※報告時に間に合わない資料については後日提出してください。

- ☐ 【必須】所轄労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告（写）
- ☐ 【必須】診断書（怪我の程度のわかるもの）（写）
- ☐ 【該当あれば】所轄労働基準監督署からの指導票，是正勧告書，使用停止命令書等（写）

【下請業者が事故を起こした場合は添付必須】

- ☐ 安全管理体制等がわかる資料（施工体制台帳，施工体系図，下請契約書等）

【原因に直接関係する場合のみ添付】

- ☐ 関係資格（関係車両等の資格，免許等）の写し
- ☐ 安全教育記録（事故発生前の安全教育，新規入場者教育等の資料）の写し
- ☐ その他原因や再発防止策を説明するための必要資料（ ）

年月日：

発注者 様

受注者名

天災その他の不可抗力による損害の通知について

下記のとおり、天災、その他の不可抗力により損害を生じたので、
建設工事請負契約書第30条第1項により通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自 至
3. 工事箇所
4. 天然現象
5. 被災状況（別紙内訳書及び写真）
6. 受注者のとった処置

（注） 1. 監督職員に提出

2. 1 天然現象は、降雨（24時間雨量、1時間雨量）、強風、地震、津波、高潮
及び豪雪に起因するものを記載する。

2 被災状況に用いる別紙内訳書には、様式-52 を使用する。

被災内訳及び内容確認書

被災内訳及び内容確認											
費目	工種	種別	細別	規格	単位	被災額			確認数量 ※		摘要
						数量	単価	金額			

(注) 1. ※印の欄は発注者が記入する

年月日：

受注者名

発注者

天災その他の不可抗力による損害の確認の通知について

下記のとおり、天災、その他の不可抗力による損害を確認したので、
建設工事請負契約書第30条第2項により通知します。

記

1. 工事名
2. 工期 自 至
3. 工事箇所
4. 確認した被災状況（別紙内訳書）

(注) 1. 受注者に提出

2. 被災状況に用いる別紙内訳書には、様式-52 を使用する。

年月日：

発注者

受注者

天災その他の不可抗力による損害額について（請求）

標記について、建設工事請負契約書第30条第3項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 工事名
2. 損害合計額 ￥
3. 災害発生年月日
4. 支払条件
5. 工期 自 至

-
- （注） 1. 監督職員に提出
2. 損害合計額算出の根拠となる内訳を添付すること。

4. 工程管理

4－1 工程管理

（１）工程管理の目的

工程管理は、施工計画で選定された工法、資機材の調達計画等を基に作成された実施工程表を用いて、工事の進捗管理を通じて施工計画と施工実態の差異を把握、修正することにより、適正な施工条件と工事進捗を確保し、もって、工期内に完成させることを目的として行うものである。

また、工程管理は受注者の責任において管理するものであるが、発注者の側から見れば工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の把握、確認行為である。

一方、受注者側から考えれば、更にこれに工事経営の要素が加えられ、最小の費用で最大の生産をあげるために工事を管理して進めていくことであるといえる。

土木工事の場合は、受注者において当初の工程計画を慎重に立案しても途中で何回となく検討修正され完成に導かれることもあることから、これらの修正は契約変更時点とは関係なく、事態に則して行う必要がある。

（２）工程計画

工程計画は、施工方法の選定とともに工事計画の核をなすものであり、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものではなく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いた実施工程表を作成する。

工程計画の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

- 1) 工種の分類に基づき各工種別工事について施工手順を決める。
- 2) 各工種別工事の適切な施工期間を決める。
- 3) 施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。
- 4) 全工期を通じて、労務、資材、機械の必要数をならし過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。
- 5) 以上の結果を工程表に表す。

工程計画を立案するにあたって、制約条件として整理すべき事項は下記のものがある。

契約条件による工程計画の拘束要因

①着手時期の条件、部分検査（出来形検査、中間検査、部分使用等）、完成時の条件、用地条件、その他仕様書で条件明示のある事項。

②現場条件による工程計画の拘束要因

気候（梅雨、台風シーズン、降雪時等）、作業時間の制約（関係機関及び地元との調整、施工条件等）、作業不稼働日に関する事項（法規制、正月休み等）、他の工事との調整（近接工事、占有工事等）など。

③調達条件による工程計画の拘束要因

労務管理に関するもの（正月休暇、夏期休暇等）、資材管理に関するもの（転用計画、納入時期等）、機械管理（特殊機械等の納入時期）など。

④各工種ごとに基準作業量、天候の影響の有無、施工の短縮可能作業・不可能作業の区分、追加機材等の難易、各工種の作業の連続性等を考慮して、主要工種、数量の多い工種、特殊な技術を要する工種を中心に、工程上のネックを明確にし、なるべく主要工種、数量の多い工種などでネックを作らないようにする。

（３）工程表及び工程管理

工程表の作成様式には、横線式工程表（バーチャート、ガントチャート）やネットワーク手法等各種あるが、その工事に見合った様式により実施工程表を作成する。ただし、応急工事や維持工事（補修的工事）等の当初計画工程の策定が困難なものについては、実施工程表は省略することができる。

- 1）工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表を基に整理する。但し、工種、種別、細別の配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- 2）各工種、種別、細別のごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- 3）実施工程表の出来高数値は記載しないものとするが、曲線式工程表（総合工程）には、月単位の出来高率を記入する。
- 4）先行指示日、工事一部一時中止期間、あるいは契約変更日等の当該日付でフォローアップを行うときには、工程表の下欄等の当該事項を明記する。
- 5）必要により晴雨表を明記する。

この工程表は、工事の主要な工程毎に区分して施工順序を組み合わせ、全体的に工期を満足させる様に作成したものである。これにより、工事全体の進捗状況、あるいは全体工程の中のクリティカル部分を判断するのに用いられる。また、全体工程の中の重要部分だけを取り出してその中の各部分をさらに詳細に組み立てて管理を行う部分工程表を作成する場合もある。

（４）工程管理

工程管理の内容として、進捗管理と作業量管理がある。

- 1）工事の進捗管理としては、イ）工程表による進捗管理、ロ）工程曲線による進捗管理がある。

工程表による進捗管理は、計画と実績の対比が簡単であるが、一つの工程の遅れが他の工種や最終工期に、どのように影響するかを簡単に把握することは困難であるので、個々の作業量と標準作業量との比較を行う作業量管理を適正に行い、一工種の遅れが他工種に影響しないための対応や、極力関係する業務は、それ毎の工種ごと区分による工程表により工程管理を行うことが望まれる。

工程曲線による進捗管理は、予定出来高曲線と実績出来高曲線との対比で行い、工事の進捗を大局的にとらえられるが、工程表による進捗管理と同様の注意が必要となる。

2) 作業量管理は、作業標準を維持していくミクロ的な管理で、個々の作業標準作業と実績を比較することにより、当該作業の問題点等を発見し、その原因を追及、分析して施工計画の問題点の改善を図るもので、単に工程のみでなく、それが前提としている施工速度、施工効率を管理するものである。実施にあたっては作業内容により日単位、週単位、1サイクル単位等の適正な期間を設けて行うものとする。

工程管理は、進捗管理、作業量管理の手法を使い、単に工期内完成を目的とするだけでなく、これらの管理を通じて、施工計画の問題点の把握や改善策を図ることにより、適正な作業量、作業時間を確保し、もって安全で所定の品質の確保、経済的な工事を行わせる重要な施工管理の一項目である。

(5) 工程表提出に関する留意事項

1) 工事履行報告書

- ① 工事履行報告は、監督職員が工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うための書類である。
- ② 工事着手前に、予定工程(%)を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程(%)を記入して提出する。また、記事欄には当該月の実施工程に係わる内容について記載する。

2) 実施工程表

- ① 実施工程表は、受注者が円滑な工事实施とその統制を図るためのものであることから、提出は必要とせず提示でよい。
ただし、監督職員から請求があった場合は、提出するものとする。
- ② 実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。
- ③ 維持工事や応急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる。

3) 履行報告時 添付写真

- ① 履行報告時添付写真は、監督職員から請求があった場合、提出するものとする。

4-1-1 工事履行報告書

様式-14

工 事 履 行 報 告 書

工事名	○ ○ ○ ○ 工事		
工期	令和 ○年 9月 ×日 ~ 令和 △年 5月 ×日		
日付	令和 ○年 12月 ×日 (12 月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
令和○年 9月	5	5	
10月	10	8	
11月	20	15	
12月	35	30	
令和△年 1月	55		
2月	70		
3月	80		
4月	90		
5月	100		
(記事欄)			
当該月の実施工程に係わる内容について記載			

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

様式-14 ※変更契約した場合

工 事 履 行 報 告 書

工事名	○ ○ ○ ○ 工事		
工期	令和 ○年 9月 ×日 ～ 令和 △年 6月 ×日		
日付	令和 △年 3月 ×日 (3 月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
令和○年 9月	5	5	
1 0 月	1 0	8	
1 1 月	2 0	1 5	
1 2 月	3 5	3 0	
令和△年 1月	5 5	5 5	
2 月	7 0 (6 5)	6 0	2月○日変更契約
3 月	8 0 (7 0)	7 0	
4 月	9 0 (8 5)		
5 月	1 0 0 (9 5)		
6 月	(1 0 0)		
(記事欄) 当該月の実施工程に関する事項について記載			

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

(※適宜様式)

[参 考]

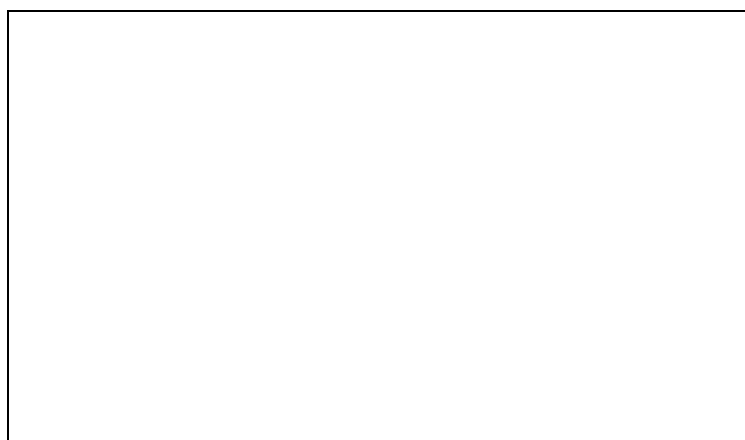
工事履行報告書 添付写真

工事名： ○○○○工事

工期： 令和○年9月○日 ～ 令和△年5月○日

日付： 令和○年12月○日 (12月分)

工事着手前 全景写真 令和○年9月○日



履行報告時 全景写真 令和○年12月○日



5. 品質・出来形管理

5-1 品質管理

(1) 品質管理の目的

土木工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されており、受注者は示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するため自主的に管理を行う必要がある。

品質管理を行うための必要条件としては、次の条件が与えられる。

1) 規格を満足していること。

2) 工程が安定していること。

以上2つの条件を同時に満足していることが必要である。

(2) 土木工事における品質管理

土木工事は、工事を計画する者、施工する者がそれぞれ異なる場合が多いので、発注者の意図が明確に受注者に伝わるよう種々の計画条件を契約上明示する必要がある。

工事材料の品質及び検査等については、工事請負契約書第14条に明示し、技術的内容は設計図書により示される。この場合図面には通常、工事の目的物の形状及び寸法を示し、仕様書には一般に使用する材料の形状寸法、品質と目的物の品質・規格について明示する。

従って受注者は、この仕様書に示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するために、施工中の管理基準を定め自主的に管理を行う。

一方、発注者側は、所定の品質・規格どおり施工されているかについて定められた検査方法で合否判定を行い、合格した場合については受け取り、不合格の場合は契約の取り決めに従って、措置がとられる。従って、品質基準と検査基準が明確に定められていることが品質管理の前提で、目的物の機能と工事施工上の諸条件を考慮してこれらの基準を定めなければならない。施工条件の変更のために設計の品質基準を維持することが困難な場合には、設計または品質基準の合理的な再検討が必要となる。

(3) 品質管理手法

設計図書に示された品質・規格を安定して満足するために、定められた各種の試験や、規格・工程に対する判定手法として統計手法が用いられる。

規格に対する判定方法として一般によく用いられるヒストグラムは、全体の分布の形や規格に対する分布の状況がよくわかるが、工程の時間的順序の情報が得られない。この情報を得るためには品質管理図表を用いるのがよい。

使用に先立ち行われた試験結果がある場合は、その値を管理図表の最初の欄に記載する。

(4) 品質管理基準

管理基準については、土木工事施工管理基準中の品質管理基準による。

また、土木工事共通仕様書第2編第1章第2節「工事材料の品質」によれば、受注者は工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査監の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。[なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。](#)

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

品質管理を進めるには、まず、最初のデータが十分ゆとりをもって規格を満足していることを確かめた後、そのデータを用いて管理図を描き、最初のデータが安定しているかを確かめ、管理限界線に外にでるものがあれば工程に異常ありとして、その原因を追及して修正処理し、管理限界線内にあればこの状態を維持することであり、これには日々のデータ管理が必要となる。

(5) 品質管理資料提出に関する留意点

1) 品質管理資料として提出する書類は品質管理図表のみである。

測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）については作成不要とする。

これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため不要とする。
（測点数に関わらず、作成不要とする。）

また、数値を証明する計測状況写真の添付も不要とする。

2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要な場合があるので、設計図書を熟読の上対処する。

特殊な場合（ダムコンクリート等）の場合は、度数表（ヒストグラム）を作成するものとする。

(6) 様式

1) 品質管理図表（様式-32）

工種・種別毎に設計値、実測値及び工程能力図等をまとめて示した管理図表

2) 度数表（ヒストグラム）（様式-85） [ダムコンクリート等の場合のみ]

測定値のバラツキ状態を知るために用いられる。工場製品については要しない。

3) 塗装膜厚測定表（様式-114）

4) 塗装膜厚測定成績表（様式-115）

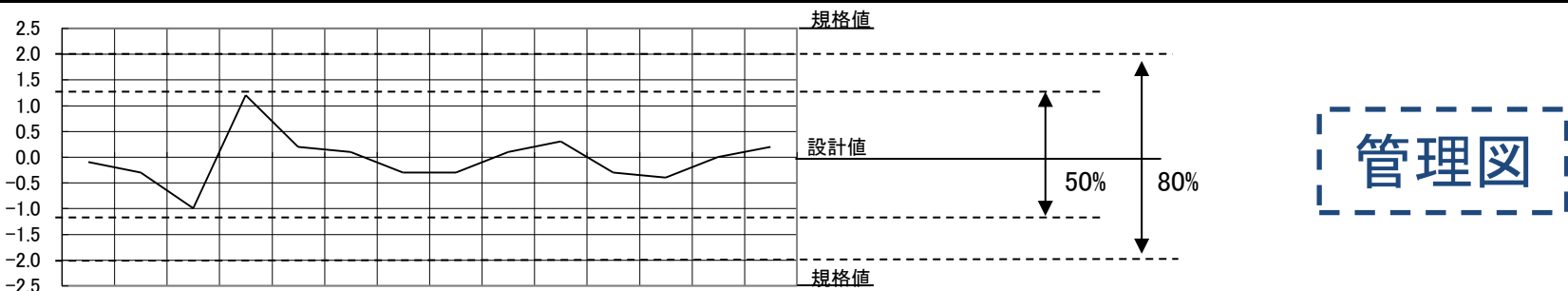
5) コンクリート中の塩分測定表（様式-99）

塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表

品質管理図表

工 種 セメント・コンクリート
種 別 レディーミクストコンクリート

測定者 関東三郎

測 点															略 図	
	11/5 AM	11/5 PM	11/6 AM	11/6 PM	11/7 AM	11/7 PM	11/8 AM	11/8 PM	11/9 AM	11/9 PM	11/10 AM	11/10 PM	11/10 AM	11/10 PM		
設計値との差																
測定項目	スランプ S			測定項目	スランプ S			測定項目	スランプ S			測定項目				
規 格 値	－2.5 ～ 2.5cm			規 格 値	－2.5 ～ 2.5cm			規 格 値	－2.5 ～ 2.5cm			規 格 値				
	設計値	実測値	差		設計値	実測値	差		設計値	実測値	差		設計値	実測値	差	
測点又は区別	cm	cm	cm	測点又は区別	cm	cm	cm	測点又は区別	cm	cm	cm	測点又は区別	cm	cm	cm	
				11/5 AM	8.0	7.9	－0.1	11/10 AM	8.0	7.7	－0.3					
平 均 値	8.0	8.0	0.0	11/5 PM	8.0	7.7	－0.3	11/10 PM	8.0	7.6	－0.4					
最 大 値	8.0	9.2	1.2	11/6 AM	8.0	7.0	－1.0	11/10 AM	8.0	8.0	0.0					
最 小 値	8.0	7.0	－1.0	11/6 PM	8.0	9.2	1.2	11/10 PM	8.0	8.2	0.2					
最 多 値	8.0	7.7	－0.3	11/7 AM	8.0	8.2	0.2									
データ数			n=14	11/7 PM	8.0	8.1	0.1									
標準偏差			m±0.49	11/8 AM	8.0	7.7	－0.3									
				11/8 PM	8.0	7.7	－0.3									
				11/9 AM	8.0	8.1	0.1									
				11/9 PM	8.0	8.3	0.3									

測定数が10点未満の場合には、品質管理表のみとし、管理図は不要とする。

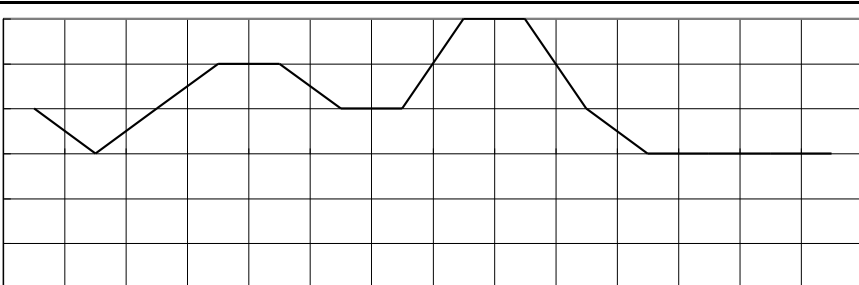
様式－32

品質管理図表

工 種 セメント・コンクリート

種 別 レディーミクストコンクリート

測定者 関東三郎

測 点	11/5 AM 11/5 PM 11/6 AM 11/6 PM 11/7 AM 11/7 PM 11/8 AM 11/8 PM 11/9 AM 11/9 PM 11/10 AM 11/10 PM 11/10 AM 11/10 PM														略 図	
	設計値との差															
測定項目		圧縮強度 S L			測定項目	圧縮強度 S L			測定項目	圧縮強度 S L			測定項目			
規格値		〇〇～			規格値	〇〇～			規格値	〇〇～			規格値			
測点又は区別		設計値 N/mm ²	実測値 N/mm ²	差 N/mm ²	測点又は区別	設計値 N/mm ²	実測値 N/mm ²	差 N/mm ²	測点又は区別	設計値 N/mm ²	実測値 N/mm ²	差 N/mm ²	測点又は区別	設計値 N/mm ²	実測値 N/mm ²	差 N/mm ²
					11/5 AM	18	19	1	11/10 AM	18	19	1				
平均値	8.0	8.0	0.0	11/5 PM	18	18	0	11/10 PM	18	20	2					
最大値	8.0	9.2	1.2	11/6 AM	18	19	1	11/10 AM	18	20	2					
最小値	8.0	7.0	-1.0	11/6 PM	18	20	2	11/10 PM	18	20	2					
最多値	8.0	7.7	-0.3	11/7 AM	18	20	2									
データ数			n=14	11/7 PM	18	19	1									
標準偏差			m±0.49	11/8 AM	18	19	1									
				11/8 PM	18	21	3									
				11/9 AM	18	21	3									
				11/9 PM	18	19	1									

測定数が10点未満の場合には、品質管理表のみとし、管理図は不要とする。

様式－32

品質管理図表

工 種 セメント・コンクリート

種 別 レディーミクストコンクリート

測定者 関東三郎

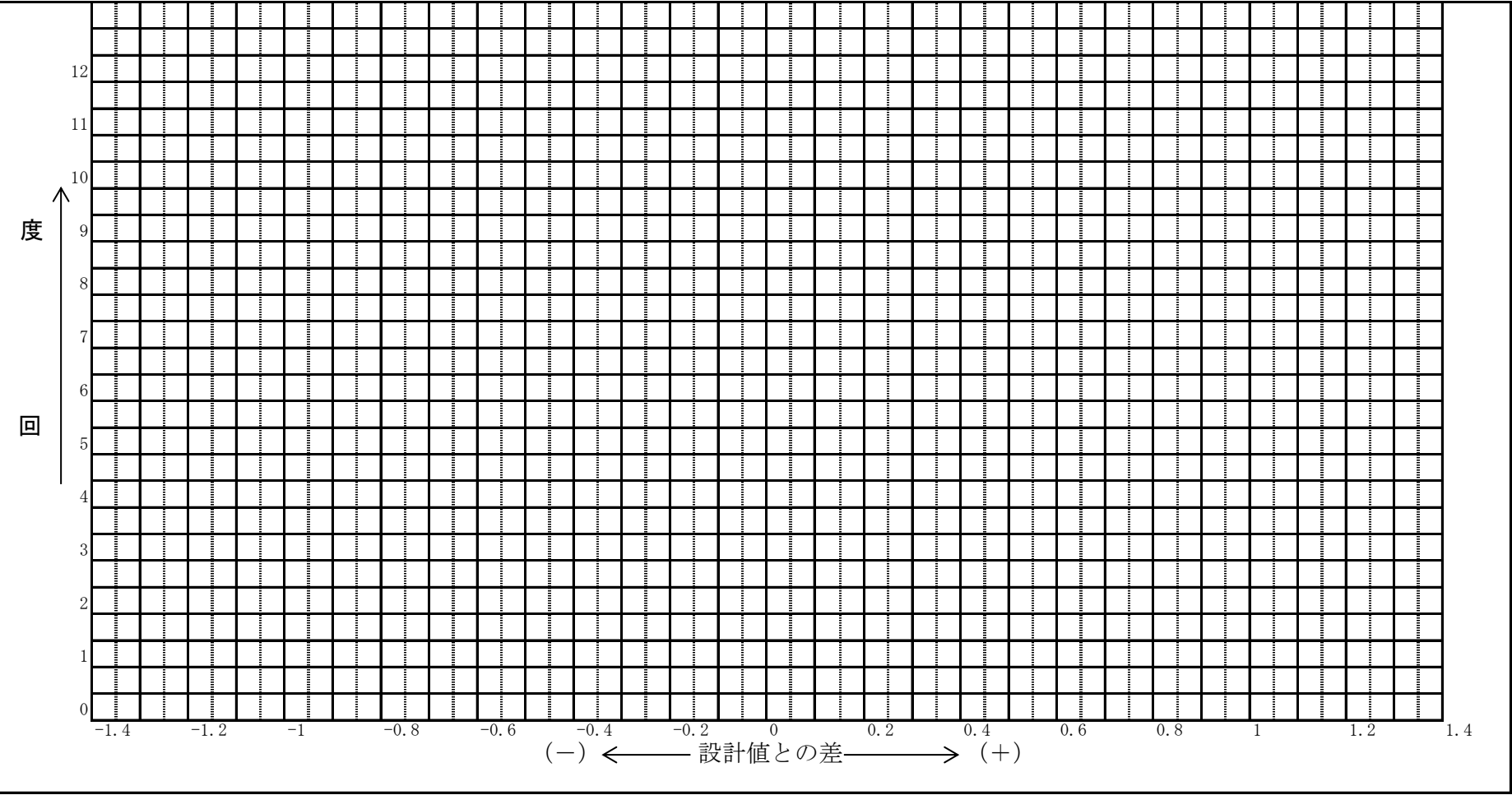
測 点	11/5 AM 11/5 PM 11/6 AM 11/6 PM 11/7 AM 11/7 PM 11/8 AM 11/8 PM 11/9 AM 11/9 PM 11/10 AM 11/10 PM 11/10 AM 11/10 PM														略 図	
	設計値との差															
測定項目		空気量 A i r			測定項目	空気量 A i r			測定項目	空気量 A i r			測定項目			
規 格 値		-1.500 ～ 1.500%			規 格 値	-1.500 ～ 1.500%			規 格 値	-1.500 ～ 1.500%			規 格 値			
測点又は区別		設計値 cm	実測値 cm	差 cm	測点又は区別	設計値 cm	実測値 cm	差 cm	測点又は区別	設計値 cm	実測値 cm	差 cm	測点又は区別	設計値 cm	実測値 cm	差 cm
					11/5 AM	4.500	4.000	-0.500	11/10 AM	4.500	4.300	-0.200				
平 均 値	4.5	4.5	0.0	11/5 PM	4.500	4.200	-0.300	11/10 PM	4.500	5.100	0.600					
最 大 値	4.5	5.1	0.6	11/6 AM	4.500	4.230	-0.270	11/10 AM	4.500	4.800	0.300					
最 小 値	4.5	4.0	-0.5	11/6 PM	4.500	5.000	0.500	11/10 PM	4.500	4.200	-0.300					
最 多 値	4.5	4.7	-0.2	11/7 AM	4.500	4.700	0.200									
データ数			n=14	11/7 PM	4.500	4.300	-0.200									
標準偏差			m±0.49	11/8 AM	4.500	5.100	0.600									
				11/8 PM	4.500	4.700	0.200									
				11/9 AM	4.500	4.400	-0.100									
				11/9 PM	4.500	4.500	0.000									

測定数が10点未満の場合には、品質管理表のみとし、管理図は不要とする。

セメント・コンクリート
レディーミクストコンクリート 度数表 (ヒストグラム)

スランプS

測定者氏名 関東三郎

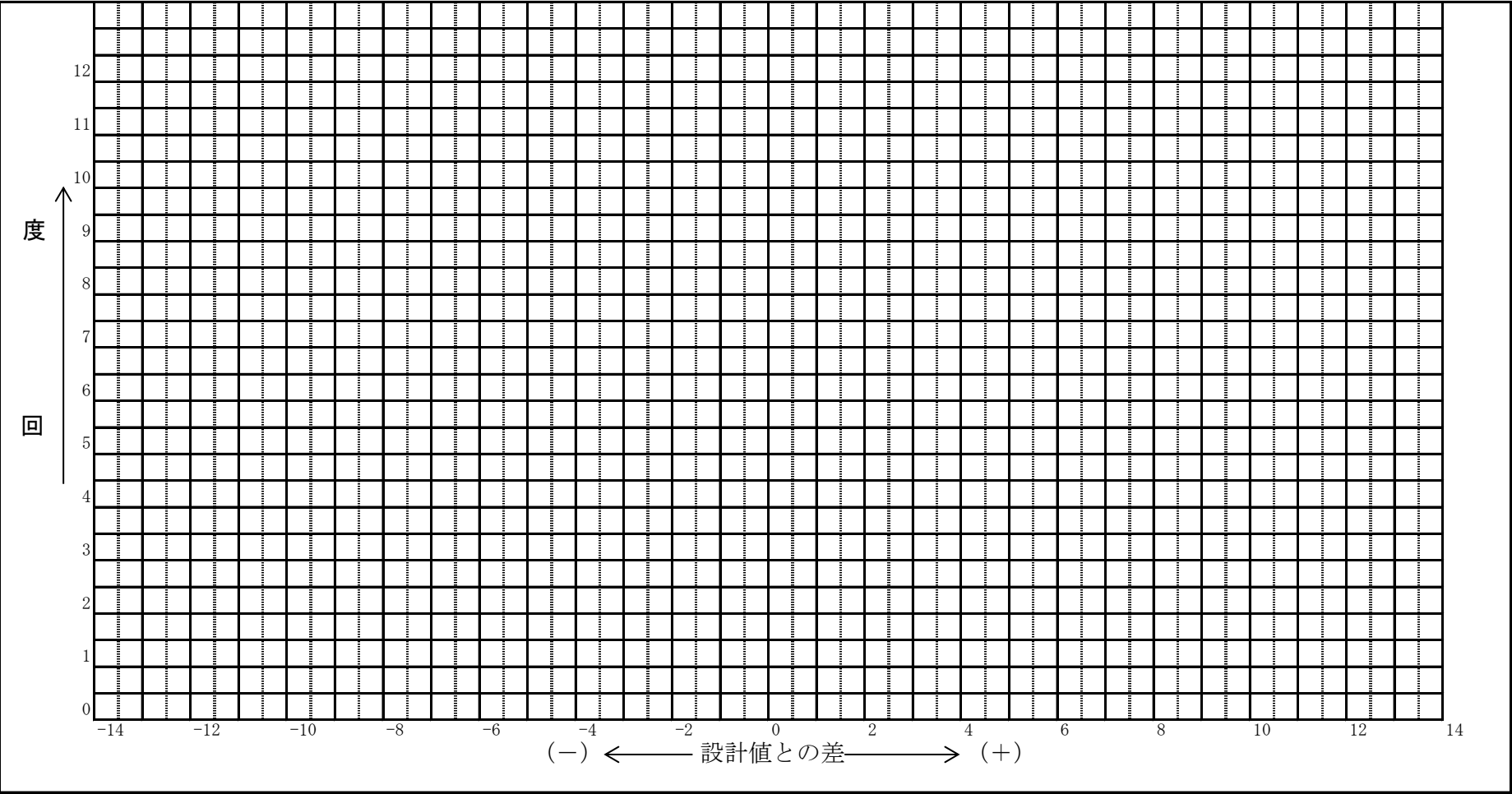


特殊な場合(ダムコンクリート等)の場合に使用

セメント・コンクリート
レディーミクストコンクリート 度数表 (ヒストグラム)

圧縮強度 SL

測定者氏名 関東三郎

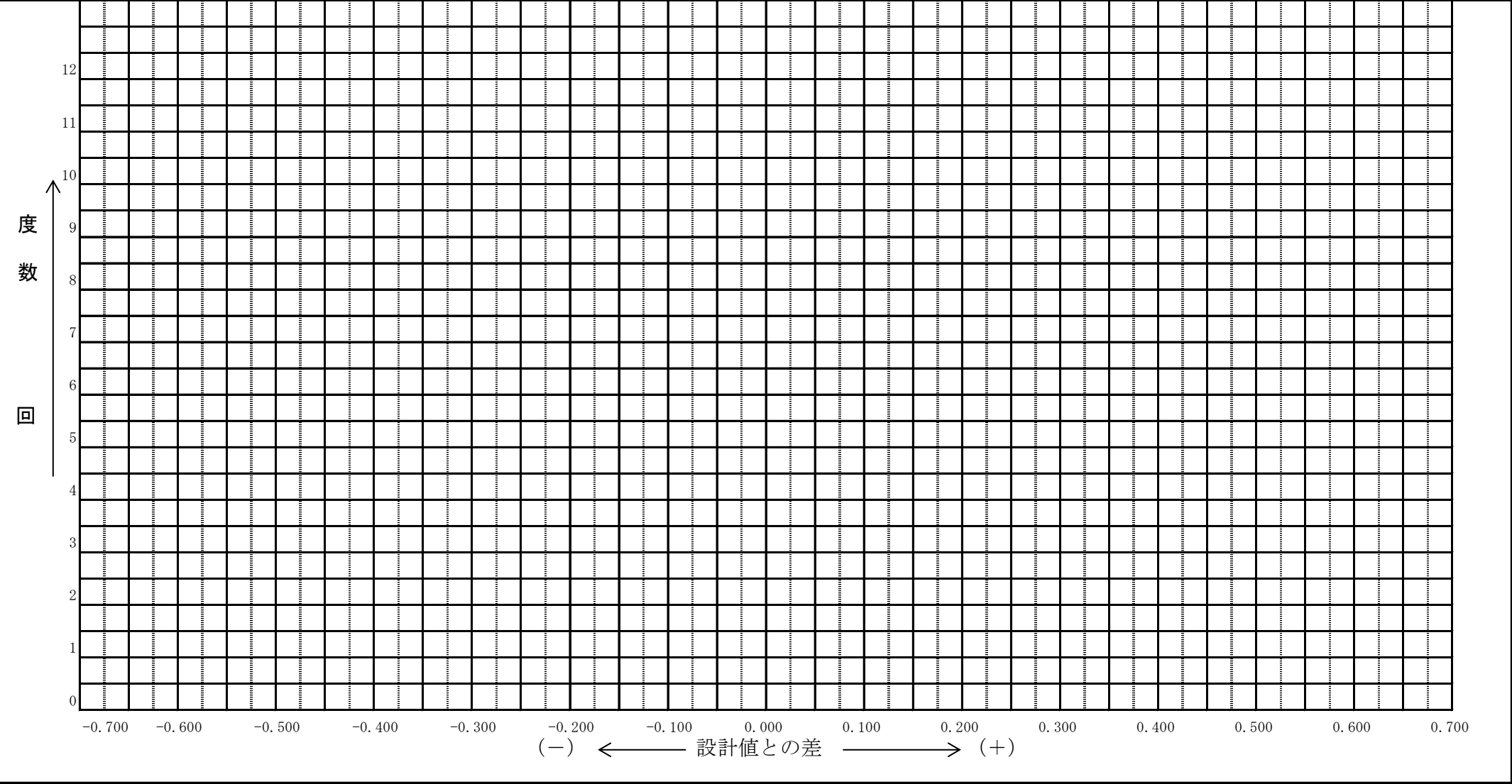


特殊な場合(ダムコンクリート等)の場合に使用

セメント・コンクリート
レディーミクストコンクリート 度数表 (ヒストグラム)

空気量 Air

測定者氏名 関東三郎



特殊な場合(ダムコンクリート等)の場合に使用

塗装膜厚測定表

工事名						工種名										
ロット番号						受注会社名										
												現場代理人				
												監理技術者				
塗装系						基準膜厚合計値	μ									
											主任技術者					
測定時点	☐ 工場塗装終了後 ☐ 現場塗装開始前 ☐ 現場塗装終了後															
測定月日							測定者									
測定位置																
	1	2	3	4	5	計	平均 $\bar{X}_i$	$\bar{X}-\bar{X}_i$	$(X-\bar{X}_i)^2$							
	1															
	2															
	3															
	4															
	5															
	6															
	7															
	8															
	9															
	10															
	11															
	12															
	13															
	14															
	15															
	16															
	17															
	18															
	19															
	20															
	21															
	22															
	23															
	24															
	25															
合計																
平均値 $\bar{X} =$								標準偏差 $S =$								

平均値	$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i$	
標準偏差	$S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2}$	

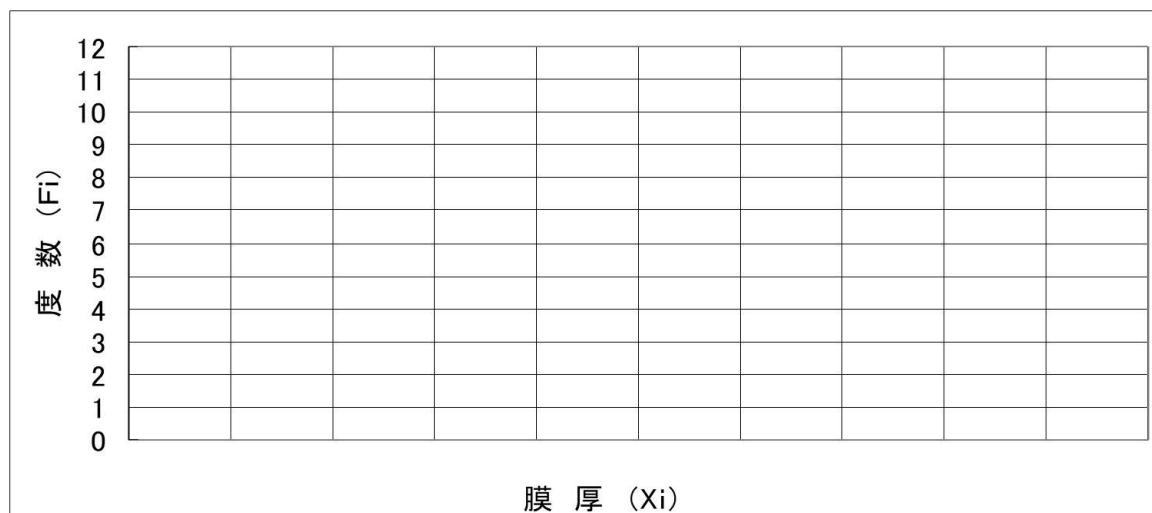
塗装膜厚測定成績表

ロット番号		現場代理人	
		監理技術者	
		主任技術者	
		施工管理担当者	
測定時点		目標塗装膜厚	μ m

平均値Xおよび標準偏差S	判定
平均値 $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$ μ m	標準偏差S= 標準偏差×0.2=
標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$ μ m	平均値 $\bar{X} =$ 標準偏差×0.9=
	5点平均値 = 標準偏差×0.7=
	の最小値

度数分布			
膜厚 X_i のクラス	中央値	チェック	度数 F_i

ヒストグラム



主任監督員氏名

監督員氏名

[illegible]

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

(注) 塩分濃度を (%) で測定した場合 (上段) は、次式で塩分量を求める。

$$\text{塩分量 (kg/m}^3\text{)} = (\text{単位水量 (kg/m}^3\text{)}) \times \text{測定値} \div 100$$

5－2 出来形管理

（１）出来形管理の目的

受注者は、土木工事で施工された目的物がその機能を有し出来形が確保され、発注者の意図する契約条件に適合した工事を実施しなければならない。

出来形管理は、土木工事施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。又、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

（２）出来形管理

受注者は、工事の進捗状況に従って、適宜実施するということではなく、施工計画の定まった時点で土木工事施工管理基準（写真管理を含む）により、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真管理撮影位置、回数及び管理図表の種類を具体的に定めた出来形管理計画を定める必要がある。

また、実施にあたっては管理計画どおり進行しているかどうか照査するチェックシステムも確立しておくことも重要である。

なお、出来形の規格値の定めのないものについてはあらかじめ監督職員と協議して設定する。

（３）出来形管理表

受注者は土木工事施工管理基準に規定する規格値に基づいて出来形管理をしなければならない。出来形数値（実測値）は出来形表に設計値、実測値、規格値を対比して記録しなければならない。なお、受注者で独自に管理規格値を定めている場合は、管理図表等に追記できるものとする。

出来形の合否判定は各測定項目（基準高、幅、厚さ、平坦性等）に各工種の規格値を合格するものでなければならない。

（４）出来形管理資料提出に関する留意点

１）出来形管理資料として提出する書類は、出来形管理図表のみである。

なお、出来形管理図表の作成にあたっては、当面の間、必ずしも本マニュアルに記載の様式にはこだわらないものとする。

測定数が５点未満の場合は、出来形管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）については作成不要とする。

測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため不要とする。（測点数に関わらず、作成不要とする。）

また、数値を証明する計測状況写真の添付を不要とする。

２）出来形管理に関する留意点

- ① 不可視部については、測定方法、箇所等適切に検討し測定を実施する。
- ② 管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。
- ③ 設計図書に明記されている数値については全て管理する必要がある。

（５）参考様式

１）出来形管理図表（様式-31）

工種・種別毎に設計値、実測値及び工程能力図等をまとめて示した管理図表

出来形管理図表

工 種 護岸工
種 別 捨石張り工

測定者 関東三郎

測 点	No, 1 No, 2 No, 3 No, 4 No, 5 No, 6 No, 7 No, 8 No, 9 No, 10										略 図				
	設計値との差 規格値 設計値 規格値 50% 80% 管理図														
測定項目	基準高 H			測定項目	基準高 H			測定項目				測定項目			
規 格 値	-50 ～ +50 mm			規 格 値	-50 ～ +50 mm			規 格 値				規 格 値			
測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
				No, 1	20.000	19.990	-10								
平 均 値	20.000	20.001	1	No, 2	20.000	20.020	20	平 均 値				平 均 値			
最 大 値	20.000	20.030	30	No, 3	20.000	20.030	30	最 大 値				最 大 値			
最 小 値	20.000	19.990	-10	No, 4	20.000	19.999	-1	最 小 値				最 小 値			
最 多 値	20.000	19.995	-5	No, 5	20.000	19.993	-7	最 多 値				最 多 値			
データ数			n=10	No, 6	20.000	19.995	-5	データ数				データ数			
標準偏差			m±13.13	No, 7	20.000	19.998	-2	標準偏差				標準偏差			
				No, 8	20.000	19.995	-5								
				No, 9	20.000	19.993	-7								
				No, 10	20.000	19.997	-3								

測定数が5点未満の場合には、出来形管理表のみとし、管理図は不要とする。

様式－31

出来形管理図表

工 種 護岸工

種 別 捨石張り工

測定者 関東三郎

測 点	No, 1 No, 2 No, 3 No, 4 No, 5 No, 6 No, 7 No, 8 No, 9 No, 10										略 図				
	設計値との差														
測定項目	法長 L			測定項目	法長 L			測定項目				測定項目			
規 格 値	-50 ~ mm			規 格 値	-50 ~ mm			規 格 値				規 格 値			
測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
				No, 1	4.000	3.992	-8								
平 均 値			-1	No, 2	2.000	2.010	10	平 均 値				平 均 値			
最 大 値			10	No, 3	2.000	1.992	-8	最 大 値				最 大 値			
最 小 値			-8	No, 4	2.000	1.999	-1	最 小 値				最 小 値			
最 多 値			1	No, 5	4.000	4.002	2	最 多 値				最 多 値			
データ数			n=10	No, 6	3.000	3.001	1	データ数				データ数			
標準偏差			m±5.31	No, 7	4.000	4.000	0	標準偏差				標準偏差			
				No, 8	2.500	2.501	1								
				No, 9	2.000	1.998	-2								
				No, 10	2.000	1.995	-5								

測定数が5点未満の場合には、出来形管理表のみとし、管理図は不要とする。

出来形管理図表

工 種 護岸工

種 別 捨石張り工

測定者 関東三郎

測 点	No, 1 No, 2 No, 3 No, 4 No, 5 No, 6 No, 7 No, 8 No, 9 No, 10										略 図																																																																																																					
設計値との差	200 150 100 50 0 -50 -100 -150 -200 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 設計値 規格値 50% 80% 管理図																																																																																																															
測定項目	延長 H			測定項目	延長 H			測定項目				測定項目																																																																																																				
規 格 値	-200 ～ mm			規 格 値	-200 ～ mm			規 格 値				規 格 値																																																																																																				
測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設 計 値 m	実 測 値 m	差 mm	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差																																																																																																	
				No, 1	15.000	14.999	-1																																																																																																									
平 均 値	15.000	15.000	0	No, 2	15.000	15.000	0	平 均 値				平 均 値																																																																																																				
最 大 値	15.000	15.004	4	No, 3	15.000	15.002	2	最 大 値				最 大 値																																																																																																				
最 小 値	15.000	14.993	-7	No, 4	15.000	15.004	4	最 小 値				最 小 値																																																																																																				
最 多 値	15.000	15.002	2	No, 5	15.000	15.002	2	最 多 値				最 多 値																																																																																																				
データ数			n=10	No, 6	15.000	14.999	-1	データ数				データ数																																																																																																				
標準偏差			m±3.65	No, 7	15.000	14.995	-5	標準偏差				標準偏差																																																																																																				
				No, 8	15.000	14.993	-7																																																																																																									
				No, 9	15.000	15.004	4																																																																																																									
				No, 10	15.000	15.002	2																																																																																																									

測定数が5点未満の場合には、出来形管理表のみとし、管理図は不要とする。

5－3 写真管理

（１）写真管理の目的

土木工事では、その工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分いわゆる不可視部分が多い。従って、後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたこと等を証明し説明するもの、工事完成後不可視となる出来形確認の証明資料、さらには工事の各施工段階における施工状況を残すという意味でも工事における写真管理は重要なものである。

（２）写真管理基準

写真管理基準は、契約図書の一部である土木工事共通仕様書に基づき規定されているものである。工事写真の撮影、提出については「写真管理基準（案）」及び「デジタル写真管理情報基準」に基づき実施するものとする。

工事写真の撮影は、工事施工記録と、工事完成後外面から確認できない箇所の出来形確認及び各施工段階の施工状況等を知る上で重要なものであり、受注者は写真管理基準に則り実施しなければならない。

工事写真にあたっては、写真管理基準に基づき工事区域全般についてその内容を把握できるような下図の分類によって撮影し、整理し監督職員に提出しなければならない。

工事写真	——	着手前及び完成写真（工事現場の着工前及び完成状況）
	——	施工状況写真（仕様書に基づいた施工方法の証明記録）
	——	安全管理写真（安全管理の実施状況の具体的な記録）
	——	使用材料写真（工事使用材料の品質と寸法の証明記録）
	——	品質管理写真（品質確認等の試験状況の記録）
	——	出来形管理写真（構造物の数量、寸法等出来形の証明の記録）
	——	災害写真（工事中に発生した災害等の記録）
	——	事故写真（工事中に発生した事故等の記録）
	——	その他（建設副産物の発生及び処理状況の記録）

（３）品質管理資料提出に関する留意点

１）下記の場合は写真の撮影を省略できる。

①品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合

②出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を細別毎に１回撮影し、後は撮影を省略することができる。

③監督職員又は担当技術者が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。臨場時の状況写真は不要。

２）写真の原本を電子媒体で提出する場合の標準仕様等は「デジタル写真管理情報基準」

（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/）を参照。

【参考】

受発注者双方の業務効率化を目的に、デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子小黑板」という。）による写真管理が可能となりました。（特記仕様書に小黑板情報電子化の対象工事であることが明示されている工事で、受注者からの申し出により施行を決定します。）

6. 支給品・貸与物件・発生品

6-1 支給品・貸与物件

支給品及び貸与品の要求については、書面を取りかわす必要はないものとし、受領又は借用後に、受領書又は借用書を、監督職員を通じて発注者に提出すればよい。

6-1-1 支給品受領書

土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-17によると、受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。また、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合はその時点。）に、土木工事にあっては支給品精算書を、監督職員に提出しなければならない。

受注者は、契約書第16条第3項の規程により、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書又は借用書を監督職員に提出しなければならない。

（工事請負契約書第16条第3項 支給材料及び貸与品）

様式-24

支 給 品 受 領 書

発注者（官職氏名） 様

令和 年 月 日

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人氏名）

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工事名					契約年月日	令和 年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	

備考 1. 監督職員へ提出

6-1-2 支給品精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書を監督職員へ提出しなければならない。

（土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-17 支給材料及び貸与物件）

様式-25

支 給 品 精 算 書

令和 年 月 日

発注者（官職氏名） 様

受注者 （住所）

（氏名）

（現場代理人氏名）

下記のとおり支給品を精算します。

記

工事名				契約年月日	令和 年 月 日	
品 目	規格	単位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残数量	
※ 主任監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実と相違ない ことを証明する。 令和 年 月 日 (官職氏名)					※物品管理簿登記
						令和 年 月 日

備考 1. 監督職員に提出
2. ※は主任監督員が記入する。

6-1-3 建設機械借用（返納）書

発注者は、受注者に機械を引き渡すときは、発注者の指定した職員及び受注者又はその代理人を立会わせ、当該貸付機械の整備状況を確認させたうえ、「建設機械借用書」と引き替えに引き渡すものとする。

発注者は、貸付機械を返納させる場合にも、発注者の指定した職員及び受注者又はその代理人を立会わせ当該貸付機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において、受注者は「建設機械返納書」を提出するものとする。

（請負工事用建設機械無償貸付仕様書）

様式-27

令和 年 月 日

発注者（官職氏名） 様

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人氏名）

建設機械借用・返納書

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり○借用 しました。
○返納

工事名							
建設機械名	型式	機械番号	付属品			引渡しを受けた場所	備考
			名称	規格	数量		

引渡し立会者

発注者（官職名）

受注者

備考 1. 監督職員へ提出

6-1-4 建設機械使用実績報告書

受注者は、発注者から建設機械の貸与を受ける場合、機械の運転及び整備状況について、「建設機械使用実績報告書」により発注者に報告しなければならない。

（請負工事用建設機械無償貸付仕様書）

様式-26

建設機械使用実績報告書

令和 年 月 日 分 自 日
至 日

工事名

建設機械の貸付契約年月日

監督職員の認印 印

借受人（氏名）

作成者（氏名）

建設 機械名	建設機械 番号	おもな 作業内容	おもな作業 の作業量	稼働状況				維持修理費		修理箇所等	摘要
				運転日数		運転時間					
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		

(注)

1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必用のない機械については、記入を省略することができる。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が 300 千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

6－2 現場発生品調書

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

（土木工事共通仕様書第1編共通編1－1－18 工事現場発生品）

様式-28

令和 年 月 日

発注者（官職氏名） 様

受注者 （住所）
（氏名）
（現場代理人氏名）

現 場 発 生 品 調 書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇工事における下記の発生品を引き渡します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

7. 工事検査・完成検査

7-1 完成検査

完成検査は、工事の完了を確認するための検査であり、受注者からの完成通知を受けた日から14日以内に行う。完成検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者へ引き渡される。

完成検査関係の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	工事完成通知書	1		○	
2	工事完成報告書	1	発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
3	工事検査実施通知書	2	技術管理課長→発注者&受注者（本庁検査） 出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
4	工事検査調書	1	検査監→発注者		○
5	工事成績評定表	1	・工事成績採点表　・項目別評定点 ・項目別評定点算定表・施工プロセスのチェックシート		○
6	工事認定通知書	1	技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
7	工事検査結果通知書	1	技術管理課長→受注者（本庁検査） 出先機関の長→受注者		○
8	工事目的物引渡申出書	1	・引渡申出書は検査完了後に提出	○	
9	請 求 書	1	・請求書は検査完了後に提出	○	
10	その他	1 1	・工事現場における施工体制の把握 ・総合評価現場確認		○ ○

7-1-1 工事完成通知書

受注者は、工事を完成したときは、「工事完成通知書」を、監督職員へ提出しなければならない。

(工事請負契約書第32条第1項 検査及び引渡し)

様式-29

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 (住所)
(氏名)

工 事 完 成 通 知 書

下記工事は、令和 年 月 日をもって完成したので工事請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

2. 請負代金額 円

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

備考 監督職員を経由して契約担当者に提出

7-1-2 工事目的物引渡申出書

発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

受注者は、「工事目的物引渡申出書」を、監督職員へ提出しなければならない。
(工事請負契約書第32条第4項 検査及び引渡し)

様式-30

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 (住所)
(氏名)

工 事 目 的 物 引 渡 申 出 書

下記工事を工事請負契約書第32条第4項に基づき引渡します。

1. 工 事 名
2. 請負代金額
3. 検査年月日

備考 監督職員を経由して契約担当者に提出

7-1-3 請求書（完成代金）

受注者は、工事完成後の検査に合格した後に「請求書（完成代金）」を、発注者へ提出しなければならない。発注者は、請求を受けた日から40日以内に代金を支払わなければならない。

（工事請負契約書第33条 請負代金の支払）

（参 考）

令和 年 月 日

請 求 書

発注者 様

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円

ただし、次の工事の完成代金として

工事名
契約日
契約金額
振込希望金融機関名 銀行（金庫） 店
預金の種別
口座番号
口座名義
フリガナ
振込指定コード番号

7-1-4 総合評価現場確認

総合評価方式による契約工事の場合、監督職員は「建設工事監督技術基準」第3条の規定に基づき、総合評価方式の施工計画及び施工計画以外の技術提案を履行確認シートにより整理し、その施工状況について現場確認をするものとする。この書類は検査書類の一部とする。

（主任監督員は主体的に確認すること(不履行時には工事成績評定で主任監督員が減点する)）
特別簡易型の場合、履行確認シート（施工計画）の作成は不要とする。

履行確認シート（施工計画）

提出年月日	令和〇年〇月〇日			
工 事 名	□□□□□□工事			
受注者・配置 技術者名	株式会社〇〇建設（氏名）△△ △△			
監 督 員 名	（氏名）〇〇 〇〇			
施工計画 のテーマ 施工状況	施工計画での課題	確認時期 （予定）	発注者 確認年月日	確認評価 （可・不可）
	課題1 〇〇における□□の工夫			
	提案－1 〇〇〇〇〇〇	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	可
	提案－2 〇〇〇〇〇〇			
	提案－3 〇〇〇〇〇〇			
	課題2 〇〇における□□の工夫			
	提案－1 〇〇〇〇〇〇	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	可
	提案－2 〇〇〇〇〇〇			
	提案－3 〇〇〇〇〇〇			
	意見等の記入(改善等の意見)			
提案内容を実施していない箇所への指示及び実施できない等の理由を記入				
指示等による、実施事項の是正状況を記入				

- ① 本シートは受注者が作成・提出し、監督員は現場確認できたものを確認評価する。
- ② 確認評価は、提案の施工実施状況を2段階で評価する。
（可：提案通り施工している 不可：実施できていない）
- ③ 提案のチェックは、写真撮影を原則とする。
- ④ 数量等の検証が必要なものは、全数が確認できるものとする。
- ⑤ 施工計画（様式第2号）を添付すること。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 代理人	主任(監理) 技術者

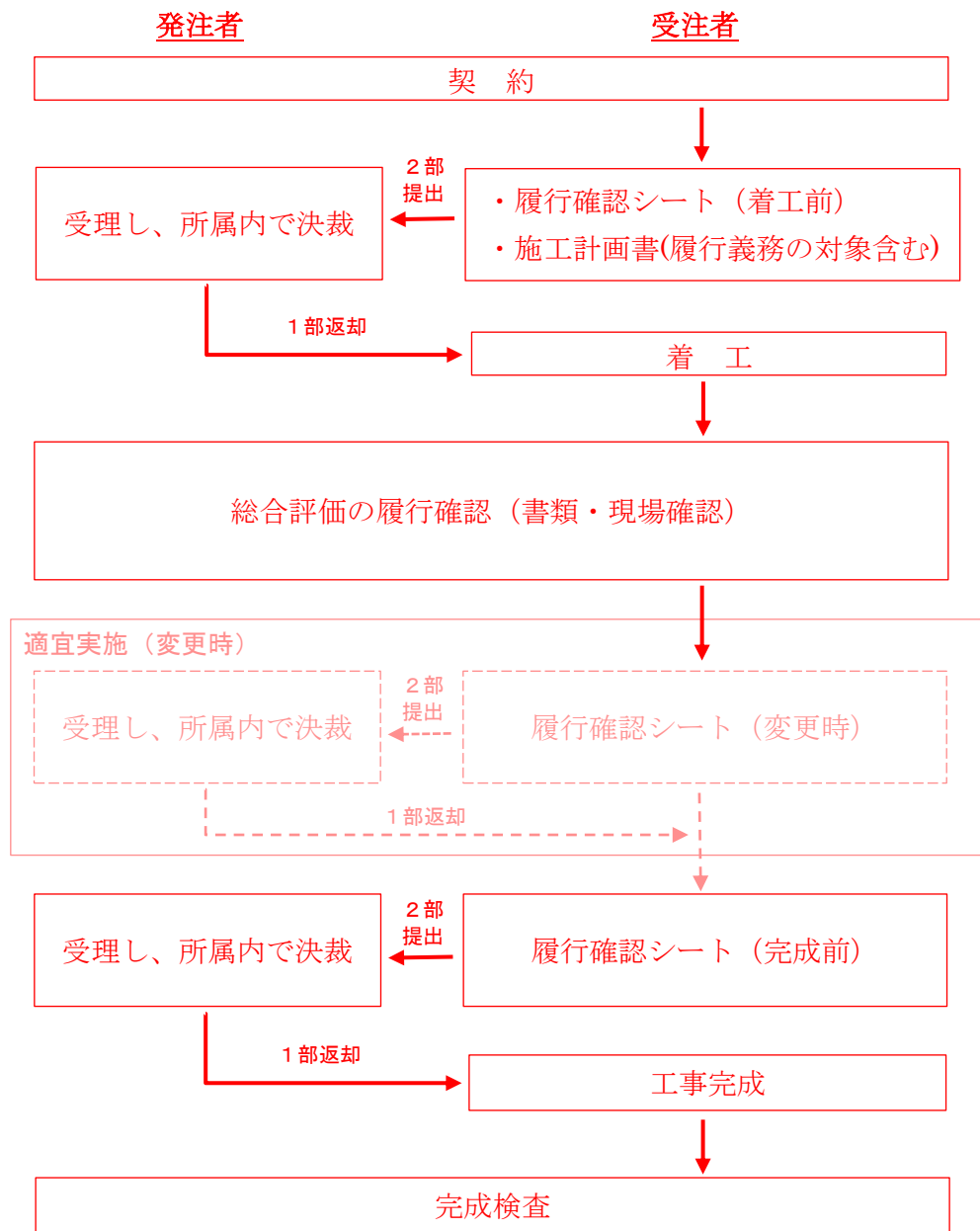
履行確認シート（施工計画以外の技術提案）

提出年月日	令和〇年〇月〇日					
工 事 名	□□□□□□工事					
受注者・配置 技術者名	株式会社〇〇建設（氏名）△△ △△					
監 督 員 名	（氏名）〇〇 〇〇					
対 象	評価項目名	確認時期 （予定）	発注者 確認年月日	確認方法等	確認評価 （可・不可）	
○	配置予定技術者 （の能力）	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	主任技術者等選任通知書	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	技術者が配置されているか現場確認	
○	登録基幹技能者 の配置	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	施工計画書・登録基幹技能者講習修了証の写し	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	技能者が配置されているか現場確認	
○	若手（40歳未 満）・女性技術 者の配置	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	主任技術者等選任通知書	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	技術者が配置されているか現場確認	
○	I C T活用工事 の実施	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領に記載のとおり	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	ICT活用工事が活用されているか現場確認	
○	県内企業の活用	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	施工体制台帳	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	県内企業が活用されているか現場確認	
○	県産品の活用	書類	〇月〇旬頃	令和〇年〇月〇日	材料確認書、納品伝票 （資材の本店（本社）や工場の所在地、使用数量を確認）	可
		現場	△月△旬頃	令和△年△月△日	県産品が活用されているか現場確認	

- ① 本シートは受注者が作成・提出し、監督員は現場確認できたものを確認評価する。
 ② 『対象』について、対象の場合は「○」とし、対象外の場合は「×」と記載する。
 ③ 確認評価は、履行状況を2段階で評価する。（可：履行している 不可：履行していない）

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 代理人	主任(監理) 技術者

履行確認シート作成の手順



（履行確認シート作成にかかる留意事項）

- ・ 受注者が2部作成し、発注者に提出すること。
- ・ 履行確認の都度、提出することも可能とする。（当該分だけでなく確認済の全てを記載）
- ・ 各段階における記載事項については、以下のとおりとする。

シート名	記載事項（着工前）	記載事項（完成前）
施工計画	施工計画での課題、確認時期	全て
施工計画以外の技術提案	評価項目名、確認時期	全て

※「発注者確認年月日」、「確認評価」の記載欄も受注者が記載（発注者が予め伝える）

- 7-1-5 工事完成報告書
- 7-1-6 工事検査実施通知書
- 7-1-7 工事検査調書
- 7-1-8 工事成績評定表
- 7-1-9 工事認定通知書
- 7-1-10 工事検査結果通知書

7-1-5から7-1-10の書類（発注者作成）については、工事検査関係書類作成シートにより作成すること。

7-1-6 工事検査実施通知書

出先機関の検査監が行う検査については、所属長が当該検査を行う検査監を指定し、工事検査実施通知書により受注者に通知するものとする。

（千葉県建設工事検査要綱 第5条 検査の通知等）

（参 考）

別記第2号様式

令和 年 月 日

受注者 様

発注者

工 事 検 査 実 施 通 知 書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）検査を実施するので通知します。

例：出来形検査の場合
「出来形検査を実施～」

記

検 査 実 施 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 監 氏 名	〇〇 〇〇
路 線 ・ 河 海 事 業 名	〇〇整備事業
工 事 番 号 及 び 工 事 名	工事番号 第 〇〇 号 〇〇工事
工 事 箇 所	〇〇市〇〇
受 注 者	〇〇株式会社
請 負 代 金 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
備 考	

7-1-10 工事検査結果通知書

発注者は、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

（工事請負契約書第32条第4項 検査及び引渡し）

（参 考）

別記第7号様式

令和 年 月 日

受注者 様

発注者

工 事 検 査 結 果 通 知 書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認めます。

記

例：出来形検査の場合
「完成（出来形）」

検査年月日	令和 年 月 日			
検査監氏名	〇〇 〇〇			
路線・河海 事業名	〇〇整備事業			
工事番号及び 工事名	工事番号 第 〇〇 号 〇〇工事			
工事箇所	〇〇市〇〇			
請負代金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	工 事	契約年月日	令和 年 月 日
			完成年月日	令和 年 月 日
完 成 金 額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	既 支 払 額		〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
		今 回 支 払 額		〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
評 定 点	点		総合評価項目 不履行による原点	無 し
備 考				

7-2 出来形検査

出来形検査は、契約工期内において出来形部分に相應する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払いを受注者が請求しようとするときに行う施工途中段階の検査である。検査の結果、出来高部分が確認されれば出来高に応じた対価が支払われる。

出来形検査の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	工事出来形通知書	1	受注者→発注者	○	
2	出来形調書	1	・受注者が作成した出来形に関する資料の提出を受け、発注者が作成		○
3	工事出来形報告書	1	・発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
4	工事検査実施通知書	1	・技術管理課長→発注者＆受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
5	工事検査調書	1	・検査監→発注者		○
6	工事成績評定表	1	・工事成績採点表（検査監のみ評定）		○
7	工事認定通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
8	工事検査結果通知書	1	・技術管理課長→受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
9	請求書（部分払金）	1		○	

7-2-1 工事出来形通知書

受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係わる出来形部分の確認を発注者に請求する必要がある。その際、受注者は、「出来形通知書」を、監督職員へ提出しなければならない。

様式-19

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 (住所)
(氏名)

工事出来形通知書

工事請負契約書第38条第2項の規定により出来形検査を請求します。

記

1. 工事名

2. 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

備考 監督職員を経由して契約担当者に提出

7-2-2 請求書（部分払金）

受注者は、工事完成後の検査に合格した後に「請求書（部分払金）」を、発注者へ提出しなければならない。発注者は、請求を受けた日から40日以内に代金を支払わなければならない。

（工事請負契約書第33条 請負代金の支払）

（参 考）

令和 年 月 日

請 求 書

発注者 様

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税額 _____ 円

ただし、次の工事の部分払い金として

工 事 名

契約日

契約金額

振込希望金融機関名

銀行（金庫）

店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

7－2－3 出来形資料

受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（土木工事共通仕様書第1編共通編 1－1－22 出来形検査等）

7-3 出来形（部分引渡し）検査

出来形(部分引渡し)検査は、工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に、受注者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。この検査に合格すれば、指定部分完成払金の支払いを行い、引渡しが行われる。

出来形（部分引渡し）検査の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	工事出来形（部分引渡し） 通知書	1	・受注者→発注者	○	
2	出来形（部分引渡し） 調書	1	・受注者が作成した指定部分完成に関する資料 の提出を受け、発注者が作成		○
3	工事出来形（部分引渡し） 報告書	1	・発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
4	工事検査実施通知書	1	・技術管理課長→発注者＆受注者(本庁検査) ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
5	工事検査調書	1	・検査監→発注者		○
6	工事成績評定表	1	・工事成績採点表 ・項目別評定点 ・項目別評定点算定表 ・施工プロセスのチェックシート		○
7	工事認定通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
8	工事検査結果通知書	1	・技術管理課長→受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
9	指定部分工事目的物 引渡申出書	1		○	
10	請求書 （指定部分完成払金）	1		○	
11	その他	1	・工事記録写真、施工管理資料、工事関係図等	○	

7-3-1 工事出来形（部分引渡し）通知書

受注者は、設計図書で定められている指定された部分の工事が完成した場合は、「出来形（部分引渡し）通知書」を監督職員へ提出しなければならない。

（工事請負契約第39条 部分引渡し）

様式-16

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 （住所）
（氏名）

工事出来形（部分引渡し）通知書

下記工事の指定部分は、令和 年 月 日をもって完成したので、工事請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

工 事 名

工 期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

請負代金額 _____ 円

指定部分工期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

指定部分に対する請負代金額 _____ 円

備考 監督職員を経由して契約担当者に提出すること。

7－3－2 出来形（部分引渡し）資料

受注者は、契約書第39条に基づく部分引渡し請負代金の請求を行うときは、検査を受ける前に指定部分工事の完成に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（土木工事共通仕様書第1編共通編1－1－22 出来形検査等）

7-3-3 指定部分工事目的物引渡申出書

発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

発注者は、検査によって指定された部分の工事の完成が確認された後、当該工事の目的物の引き渡しを受けなければならない。

(工事請負契約第39条 部分引渡し)

様式-17

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 (住所)
(氏名)

指定部分工事目的物引渡申出書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	
指定部分に係る工期	
請 負 代 金 額	
指定部分に係る 請負代金額	
指定部分に係る検査 年月日	

備考 監督職員を経由して契約担当者に提出

7-3-4 請求書（指定部分完成払金）

受注者は、出来形（部分引渡し）検査に合格した後に「請求書（指定部分完成払金）」を、発注者へ提出しなければならない。発注者は、請求を受けた日から４０日以内に代金を支払わなければならない。

(参 考)

令和 年 月 日

請 求 書

発注者 様

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税額 円

ただし、次の工事の指定部分完成払金として

工事名

契約日

契約金額

振込希望金融機関名

銀行（金庫）

店

預金の種別

座番号

□座名義

フリガナ

振込指定コード番号

7-4 出来形（打切り精算）検査

出来形(打切り精算)検査は、契約書第51条（解除に伴う措置）に基づき、出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものである。

なお、受注者倒産による事務処理は、「千葉県における倒産時対応マニュアル」を参考とされたい。

出来形（打切り精算）検査の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	精算設計書	1			○
2	打切精算調書	1	・受注者から出来形に関する資料の提出を受け、発注者が作成		○
3	工事打切精算報告書	1	・発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
4	工事打切検査実施通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
5	工事打切検査調書	1	・検査監→発注者		○
6	出来高確認書	3	・発注者、受注者、保証会社が保有する		○
7	工事打切精算認定通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
8	その他	1	・工事記録写真、施工管理資料、工事関係図等	○	
9					
10					
11					

- ※ 受注者への工事検査実施通知書は作成しない。
 受注者への工事打切精算結果通知書は作成しない。
 工事成績表定評は作成しない。

7-5 中間検査

中間検査は、契約書第15条に基づく検査で、原則として当初請負金額1億円以上の工事、低入札価格調査制度調査対象工事、又は所属長が必要と認めた工事を対象に実施する。

なお、中間検査対象工事は、特記仕様書で定めるものとし、工種、項目、時期を明示することとし、主たる工種が不可視となる工事の埋戻しの前等、施工上の重要な変化点等において、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で行われる検査である。検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払や引渡しはない。詳細は、「中間検査実施細目」によること。

中間検査の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	工事中間通知書	1	・受注者→発注者	○	
2	工事中間報告書	1	・発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
3	工事検査実施通知書	1	・技術管理課長→発注者＆受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
4	工事検査調書	1	・検査監→発注者		○
5	工事成績評定表	1	・工事成績採点表（検査監のみ評定）		○
6	工事認定通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
7	工事検査結果通知書	1	・技術管理課長→受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
8	その他	1	・工事記録写真、施工管理資料、工事関係図等	○	

7-5-1 工事中間通知書

受注者は、契約書第15条に基づく中間検査を請求しようとするときは、「中間通知書」を、監督職員へ提出しなければならない。

(参 考)

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 (住所)
(氏名)

中間通知書

工事請負契約書第15条に基づく中間検査を請求します。

記

工 事 名	
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

備考 1. 監督職員を経由して契約担当者に提出

7-6 中間（部分使用）検査

中間（部分使用）検査は、契約書第34条に基づき、発注者が受注者の同意を得て、工事目的物引渡し前に部分使用する際に行う検査である。

受注者は、発注者が契約書第34条に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）の後に中間（部分使用）検査を受けるものとする。（共通仕様書第1編1-1-23）

中間検査の書類一覧

番号	書 類 名	部数	摘 要	作成主体	
				受注者	発注者
1	工事中間通知書 （部分使用）	1	・受注者→発注者	○	
2	工事委中間報告書 （部分使用）	1	・発注者→技術管理課長（本庁検査）		○
3	工事検査実施通知書	1	・技術管理課長→発注者＆受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
4	工事検査調書	1	・検査監→発注者		○
5	工事成績評定表	1	・工事成績採点表（検査監のみ評定）		○
6	工事認定通知書	1	・技術管理課長→発注者（本庁検査）		○
7	工事検査結果通知書	1	・技術管理課長→受注者（本庁検査） ・出先機関の長→受注者（出先機関検査）		○
8	その他	1	・工事記録写真、施工管理資料、工事関係図等	○	

7-6-1 工事中間通知書（部分使用）

受注者は、発注者が契約書第34条に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、「工事中間通知書」を監督職員に提出し、中間（部分使用）検査を受けなければならない。

（参 考）

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 （住所）
（氏名）

工事中間通知書

工事請負契約書第34条に基づく工事目的物の部分使用に際し、中間検査を請求します。

記

工 事 名	
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

備考 1. 監督職員を経由して契約担当者に提出

8. 中間前払金

8-1 認定請求書

受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受ける必要があることから、発注者へ「認定請求書」を提出しなければならない。

なお、認定請求書には、契約書第12条の規定による工事履行報告書を添付することとする。

また、債務負担行為に基づく契約の場合に、各会計年度の出来高予定額を記入すること。

(工事請負契約第35条第4項 中間前払金)

別記

第1号様式（第6条第1項）

認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	

上記の工事について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

発注者 様

8-2 認定調書

発注者は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、中間前払金の支払要件に該当するものであるかどうかの調査を実施し、その結果が妥当と認めるときは、認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

第2号様式（第6条第3項）

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日： （契約担当者） （担当）所属 職・氏名 電話番号	

（注）「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上であるか。

※ 公印の押印を省略する場合には、問合せ先（所属、担当者職・氏名、電話番号）を記載する。

8－3 請求書（中間前払金）

（参 考）

年 月 日

請 求 書

発注者 様

請求者（住所）
（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税額 _____ 円

ただし、次の工事の中間前払金として

工 事 名

契 約 日

契約金額

振込希望金融機関名

銀行（金庫）

店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

本件責任者 所 属

役 職

氏 名

連絡先

担 当 者 所 属

氏 名

連絡先

※ 請求者の押印を省略する場合は、請求書の発行責任者、担当者の氏名等の記載が必要。この場合、電子メール（PDFファイル）、FAXでの提出も可能。

※ 従来どおりの押印のされた請求書も受け付ける。この場合は、電子メール、FAXでの提出は不可。

9. その他

9-1 部分使用承諾書

発注者は、工事目的物の引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。その場合、受注者は、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）の後に中間（部分使用）検査を受けるものとする。（土木工事共通仕様書 1-1-23 部分使用）

（工事請負契約第34条 部分使用）

様式-22

令和 年 月 日

（受注者名）又は（発注者名） 様

（発注者名）又は（受注者名）

〇〇工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条第1項に基づき（ 協議 ・ 承諾 ）する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

4. 使 用 者

5. そ の 他

備考 1. （協議・承諾）には、いずれかに印をつける。

9-2 現場環境改善

現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

受注者は、設計図書で指定された現場環境改善項目の具体的な内容、実施時期について施工計画書に記載する。

また、写真管理基準に基づき撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出する。

現場環境改善の内容

費目	実施する内容の例
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

■土木工事共通仕様書（P16）より

1-1-28 工事中の安全確保

10. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

■写真管理基準（P4）より

区 分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
補償関係外	環境対策 イメージアップ	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

実施写真（実施報告書）の作成は不要としている。

ただし、現場環境改善の写真撮影は、土木工事写真管理基準に則り、これまでどおり必要である。

9-3 創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員へ提出することができる。

（土木工事共通仕様書 3-1-1-9 創意工夫）

なお、1 工事につき最大 10 項目まで提出可能とし、10 項目を超過した提出は認めない。

様式-34

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT（情報通信技術）の活用 等	
	☐ 新技術活用	NETIS 登録技術のうち、 ・ 試行技術の活用 ・ 「少実績優良技術」の活用 ・ 「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・ 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫 等	
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等	

1. 該当する項目、評価内容、実施内容を様式に記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

9-4 工期延期届

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期延長変更を請求することができる。

（工事請負契約書第22条 受注者の請求による工期の延長）

様式-23

令和 年 月 日

発注者 様

（受注者名）

工 期 延 期 届

工事請負契約書第22条による工期の延長変更を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
延 長 工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
理 由	

備考

1. 監督職員を経由して契約担当者に提出すること。
2. 1 必要により下記書類を添付すること。
 - a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工期の3工程を対照させ詳細に記入）
 - b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄气象台等の証明等をうけること。
 - c 写真、図面等
3. 理由は詳細に記入すること。

9－5 出来形数量計算書

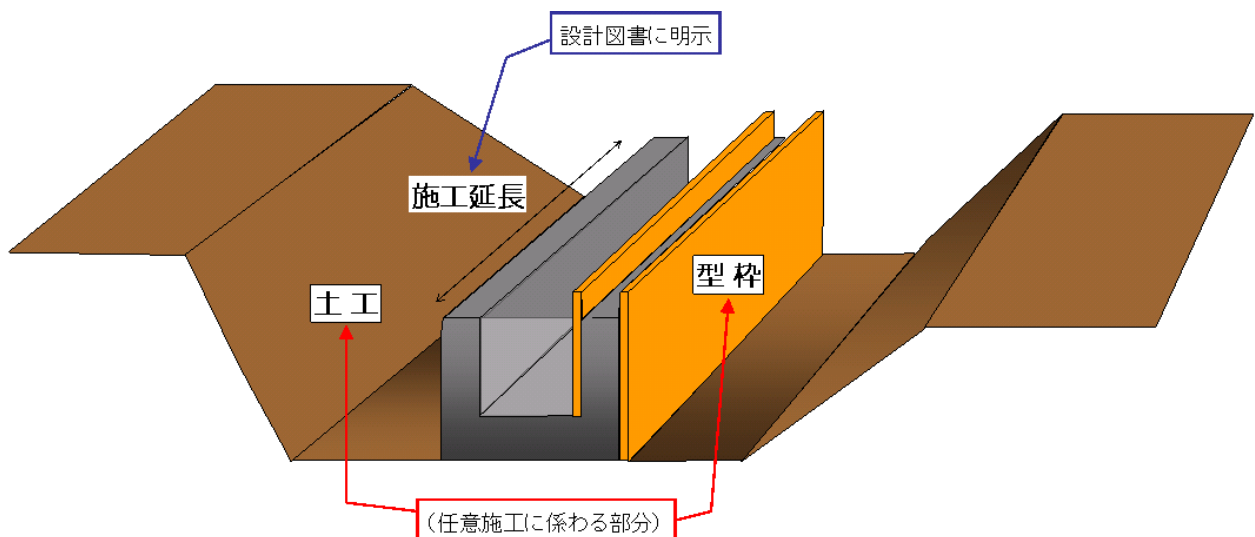
- 1 . 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 . 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。（土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1－1－4）

※ 契約変更のため必要となる数量のうち、工事目的物に係わる部分（設計図書に明示しているもの）は受注者が、任意施工に係わる部分（設計図書に明示していないもの）は発注者が算出することとする。

※土木工事数量算出要領（案）については、国土技術政策総合研究所ホームページ（URL:<http://www.nilim.go.jp/>）に掲載されています。

「工事関連情報」→「工事関連の様式集」→「土木工事数量算出要領・数量集計表」

【イメージ図】



9－6 修補完了届

受注者は、工事が契約書第32条第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

（建設工事請負契約書第32条第6項 検査及び引渡し）

様式-21

令和 年 月 日

発注者 様

（受注者名）

修 補 完 了 届

年 月 日の（ ）検査において、指示されました
修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所

（注）本文（ ）内には、検査種類を記入する。

土木工事書類作成マニュアル

平成 22 年 10 月 発行

平成 27 年 4 月 第 2 版発行

令和 2 年 9 月 第 3 版発行

令和 6 年 4 月 第 4 版発行

令和 7 年 4 月 第 5 版発行

発行 千葉県県土整備部技術管理課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

TEL 043-223-3273

FAX 043-227-1075

E-mail gijutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/kouji-manyual.html>